



**NATIONAL REPORT ON THE IMPLEMENTATION
OF THE RAMSAR CONVENTION ON WETLANDS**

ラムサール条約国別報告書
(案)

**National Reports to be submitted to the 14th Meeting
of the Conference of the Contracting Parties,**

Wuhan, China, 2021

この国別報告書は、2021年に中国、武漢にて開催される
第14回締約国会議で提出すること。

The purpose of this Microsoft Word form is to help Contracting Parties to collect data for the National Report. However, the data collected through this form must be transferred to the online national reporting system at <https://reports.ramsar.org>, or the Word form must be sent by email to nationalreports@ramsar.org, by 21 January 2021 for the official submission of the National Report. If you have any questions or problems, please contact the Ramsar Secretariat for advice (nationalreports@ramsar.org).

Please note that for Contracting Parties wishing to provide information in the online reporting system on national targets (optional Section 4 of the National Report Format or on the Word form), the deadline is 24 January 2020.

National Report to Ramsar COP14

Section 2: General summary of national implementation progress and challenges

セクション 2 : 国内実施に係る進展及び課題の概要

In your country, in the past triennium (i.e., since COP13 reporting):

過去3年で(第13回締約国会議報告以降)、

A. What have been the five most successful aspects of implementation of the Convention?

条約の履行上、最も大きな成果は何か(5つ記載)。

- 1) ラムサール条約湿地を含むいくつかの湿地において、市民参加型のものも含め、モニタリングや調査・研究、地域の保全・利活用計画の策定が進められるなど、保全と再生のための取組が実施された。
- 2) ラムサール条約湿地を含むいくつかの湿地における保全・再生を通して治水・防災、農林水産業の維持・再生の取組が進められ、ラムサール条約への湿地登録を活かした経済活性化や観光振興、周辺住民の生活環境の維持・向上が図られた。
- 3) いくつかの湿地で、ラムサール条約への登録を目指して、国内法による保護地区の指定・拡大に向けた準備や地域の利害関係者との調整が進んだ。また、条約湿地を中心とした周辺地域の国定公園化の検討が進むなど、湿地登録が地域の保全の機運を高めたと考えられる事例があった。
- 4) ラムサール条約湿地を含むいくつかの湿地や周辺の学校において、環境教育や自然体験学習などの普及啓発の取組が進んだ。
- 5) カンボジアにおけるラムサール湿地新規登録やベトナムにおける湿地・水鳥調査への支援等により、アジアの湿地の保全とワイズユースの推進に貢献した。

B. What have been the five greatest difficulties in implementing the Convention?

条約の履行上、最も困難を極めたことは何か(5つ記載)。

- 1) いくつかの湿地で、管理のための人材や活動資源・資金が不足した。保全やワイズユースに関わる人々の高齢化に直面する市町村も多い。
- 2) いくつかの湿地で、外来種の進入、シカなどによる食害・踏み荒らし、水質悪化、乾燥化、強力化した台風による被害が起こっており、対策が困難だった。
- 3) いくつかの湿地で、保全やワイズユースの取組に対する地域の多様な主体の参画の促進や、利害関係者との調整・合意形成が困難だった。
- 4) いくつかの湿地で、再生可能エネルギーの導入と地域の湿地保全の両立が困難だった。また、オーバーユースなど人間活動による生息地の攪乱も起こっている。
- 5) いくつかの湿地でラムサール条約の認知度の低さと、ラムサール条約湿地であることによるメリットの創出が課題となっている。

C. What are the five priorities for future implementation of the Convention?

今後の条約の履行のための優先事項は何か（5つ記載）。

- 1) ラムサール条約の認知度・関心を高めること、また、条約湿地であることのメリットを創出することにより、関係自治体等による活動資源や人材の獲得を容易にすること。
- 2) 関係自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、ラムサール条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、脅威や課題への対応、RISの更新等の取組を進めること。
- 3) 地域の理解と協力を前提として、ラムサール条約への登録によって地域の保全等が円滑に推進されると考えられる湿地の登録や、必要なラムサール条約湿地の区域の拡張を図ること。
- 4) 関係自治体や専門家、民間団体などと連携し、情報共有、普及啓発などを通して、各ラムサール条約湿地の風土や文化を活かした保全とワイズユースを推進すること。
- 5) 湿地に関する国際的な場において日本の湿地に関する取組や経験、知見を紹介し、国内の湿地の情報発信を行うとともに国際的な湿地保全の推進に貢献すること。

D. Do you (AA) have any recommendations concerning priorities for implementation assistance and requirements for such assistance from the Ramsar Secretariat?

ラムサール条約事務局による（条約の）履行に係る支援の優先順位とそのような支援の要件に関し、提言事項はあるか。

- 1) 気候変動の課題は認知度が高く各国において優先的に対策が取られている一方、湿地保全の重要性は十分に認識されているとは言えない。湿地は、地域にとっては歴史や文化を持つ固有のものであり、また、特定の生息地に依存する渡り性水鳥にとっては代替が利かない唯一の生息地である。生物の健康な生活の基盤である湿地の重要性が主流化され、保全への取組が優先的に行われるよう、さらなる努力を求めたい。
- 2) 鳥類以外の基準での登録を検討する際の参考とするため、鳥類以外の登録基準の具体的な条件について事例を整理・提示していただきたい。

E. Do you (AA) have any recommendations concerning implementation assistance from the Convention's International Organisation Partners (IOPs)? (including ongoing partnerships and partnerships to develop)

ラムサール条約の国際団体パートナー（現行の又は構築される予定のパートナーシップを含む。）からの（条約の）履行に係る支援に関し、提言事項はあるか。

ラムサール条約の登録湿地によるメリット創出のために、政府機関では困難な分野の事例の紹介や具体的かつ技術的なサポート等をお願いしたい。

F. How can national implementation of the Ramsar Convention be better linked with implementation of other multilateral environmental agreements (MEAs), especially those in the 'biodiversity cluster' (Convention on Biological Diversity (CBD), Convention on Migratory Species (CMS), Convention on International Trade in Endangered Species (CITES), World Heritage Convention (WHC), and United Nations Convention to Combat Desertification (UNCCD) and the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC)?

国内のラムサール条約の履行は、多国間環境協定、特に生物多様性関連（生物多様性条約、ボン条約、ワシントン条約、世界遺産条約）並びに砂漠化対処条約及び国連気候変動枠組条約の履行と、どのようにうまく関係づけられるか。

- ・2011～2020 年の世界目標（愛知目標）を達成するための国のロードマップとして、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定された。その中で、湿地の保全に関する取組は国の行動計画に位置づけられている。
- ・湿地の保全は、気候変動枠組条約に記載されている「温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海その他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可能な管理の促進」につながる。

- G. How is the Ramsar Convention linked with the implementation of water policy/strategy and other strategies in the country (e.g., on sustainable development, energy, extractive industries, poverty reduction, sanitation, food security, biodiversity) and how this could be improved?
 国家の水政策・戦略やその他の戦略（例、持続可能な開発、エネルギー、資源採掘産業、貧困撲滅、衛生、食料保障、生物多様性）の実施と、ラムサール条約はどのように関連づけられるか。また、それをどのように改善することができるか。

- ・2011～2020 年の世界目標（愛知目標）を達成するための国のロードマップとして、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定された。その中で、湿地の保全に関する取組は国の行動計画に位置づけられている。
- ・海洋生物多様性保全戦略（2011 年 3 月策定）では、干潟、藻場、サンゴ礁等の湿地を含む海洋生態系の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的としていることから、ラムサール条約湿地の保全とワイズユースは海洋生物多様性保全戦略の目的に一致する。また、海洋基本計画（2018 年 5 月閣議決定）では、海洋の主要施策の基本的な方針の 1 つとして、SDGs 等を始めとする様々な国際枠組の下で、脆弱な生態系の保全等を推進していくことを掲げている。

- H. According to paragraph 21 of Resolution XIII.18 on *Gender and wetlands*, please provide a short description about the balance between men and women participating in wetland-related decisions, programmes and research.

ジェンダーと湿地に関する決議 XIII. 18 のパラグラフ 21 に従い、湿地関連の決定、プログラム、研究に参加する男女のバランスについて簡単に説明してください。【新規設問】

(回答)

さまざまな研究機関・協議会等において、メンバーの多くが男性であるが、いくつかの研究所などでは、職員募集の際に女性の積極的な応募を呼びかけるなどの取組を行っている。

- I. Do you (AA) have any other general comments on the implementation of the Convention?
 条約の履行に関して、その他の一般的なコメントがあるか。

(回答)

- J. Please list the names of the organisations which have been consulted on or have contributed to the information provided in this report:

- ・関係する国の機関に意見照会を行った。
- ・ラムサール条約湿地に関係する地方自治体や NGO にアンケートを送るとともに、報告書案に関して意見照会を行った。
- ・パブリックコメントを実施した。

Section 3: Indicator questions and further implementation information

セクション 3：指標質問及び追加的実施に関する情報

Goal 1. Addressing the drivers of wetland loss and degradation

目標 1. 湿地の減少と劣化の要因への対処

[Reference to Sustainable Development Goals 1, 2, 6, 8, 11, 13, 14, 15]

[SDGs の目標 1、2、6、8、11、13、14、15 に関連]

Target 1. Wetland benefits are featured in national/ local policy strategies and plans relating to key sectors such as water, energy, mining, agriculture, tourism, urban development, infrastructure, industry, forestry, aquaculture, fisheries at the national and local level.

[Reference to Aichi Target 2]

個別目標 1：湿地の恩恵が、国・地域レベルの水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターに関係する国・地域の政策戦略や計画の中で考慮される。

[愛知目標 2 に関連]

1.1 Have wetland conservation and the identification of wetlands benefits been integrated into sustainable approaches to the following national strategies and planning processes, including: {1.3.2} {1.3.3} KRA 1.3.i	
1.1 湿地の保全と湿地の恩恵の特定は、次の国家戦略や計画過程に対する持続可能なアプローチに組み込まれているか。【質問文の一部変更あり】	
A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X= Unknown; Y= Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし	
a) National Policy or strategy for wetland management: 湿地管理のための国の政策又は戦略	A=はい
b) Poverty eradication strategies: 貧困撲滅戦略	Y=関係なし
c) Water resource management and water efficiency plans: 水資源管理と水利用効率化計画	A=はい
d) Coastal and marine resource management plans: 沿岸域及び海洋域資源管理計画	A=はい
e) Integrated Coastal Zone Management Plan: 統合沿岸域管理計画	A=はい
f) National forest programmes: 森林プログラム	A=はい
g) National policies or measures on agriculture: 農業に関する政策又は措置	A=はい
h) National Biodiversity Strategy and Action Plans drawn up under the CBD: 生物多様性条約の下で策定された生物多様性国家戦略及び行動計画	A=はい
i) National policies on energy and mining: エネルギー政策及び採掘に関する政策	A=はい
j) National policies on tourism: 観光に関する政策	A=はい
k) National policies on urban development: 都市整備に関する政策	A=はい
l) National policies on infrastructure: インフラに関する政策	A=はい

m)	National policies on industry: 産業に関する政策	B=いいえ
n)	National policies on aquaculture and fisheries {1.3.3} KRA 1.3.i: 水産養殖及び漁業に関する政策	A=はい
o)	National plans of actions (NPAs) for pollution control and management: 汚染規制及び管理に関する国別行動計画	A=はい
p)	National policies on wastewater management and water quality: 廃水管理及び水質に関する政策	A=はい

1.1 Additional information:

1.1 追加情報：

- a) 2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」における湿地に係る記載を国家湿地政策として位置づけている。
- c) 河川整備計画において河川を含む湿地に係る事項が組み込まれている。また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、河川や湿地における水環境の改善について記述している。
- d) 「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」において、サンゴ礁生態系の生態系サービスの重要性を認識し、サンゴ礁生態系保全のために重点的に取り組むべき課題として、陸域からの負荷対策、持続可能なツーリズム、地域とのつながり構築を掲げて、具体的な取組事項を記述している。また、海洋生物多様性保全戦略において、沿岸域の特性を踏まえ、対策を推進する必要性について記述している。さらに、「生物多様性国家戦略 2012-2020」において沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全について記述している。
- e) 「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」において、沿岸域における多様な機能や資源の持続性の確保、多様な利用と保全の調和、相互に影響を及ぼし合う水・土砂・生物環境への配慮などといった、地方公共団体と多様な関係者による沿岸域圏のマスタープラン策定のための基本的な方向を示している。
- f) 森林・林業基本計画において、溪畔林など水辺森林の保護・管理を進めることを規定している。また、全国森林計画において、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することを規定している。国有林野の管理経営に関する基本計画において、原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林については、厳格な保護・管理を行う保護林に設定すること等を規定しており、保護林にはこれらと一体的に保護・管理すべき湿地等が含まれている。また、保安林制度により、森林陰影の投影、養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける「魚つき保安林」を設定している。
- g) 生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針である「農林水産省生物多様性戦略（2012年2月改定）」において、水鳥をはじめとするさまざまな生きものの生息地として重要な湿地である水田等の生物多様性の保全について記述している。また、「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、生物多様性保全を重視した農業生産の推進について記述している。
- h) 2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」における湿地に係る記載を国家湿地政策として位置づけている。
- i) 第四次循環型社会形成推進基本計画において、採掘に伴う環境への影響を考慮する必要性について言及している。
- j) 2017年3月に閣議決定された観光立国推進基本計画において、森林、河川、湖沼、山地、海岸、サンゴ礁等の豊かで貴重な自然環境の保全と適正な利用を推進する必要性について規定している。また、干潟も含めた水辺における環境学習・自然体験活動の推進等について規定している。
- k) 2002年7月19日に閣議決定された都市再生基本方針において、緑地や水辺の保全、再生、創出等による生物多様性の保全、良好な大気・土壌環境の保全、都市内の水資源の循環利用の促進、下水処理技術の向上等による良好な水環境の保全等により、都市から発生する環境負荷の低減及び自然との共生の推進を規定している。
- l) 2004年に策定された「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」において、首都圏の自然環境に関して14の基本目標とそれを達成するための首都圏の都市環境インフラの将来像を提示し、将来像の実現に向けて取り組むべき行動方針を中心市街地から農地、沿岸域に渡って示している。

- n) 水産基本計画において、藻場・干潟などの保全・創造の推進、河川等における水産動植物の生息・生育・繁殖環境の保全及び創出の推進について規定している。
- o) 平成30年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画の2.4適正処理のさらなる推進と環境再生にて規定されている。
- p) 「生物多様性国家戦略2012-2020」において、河川・湖沼などにおける水質の改善や、海域汚染対策について記述している。

Target 2. Water use respects wetland ecosystem needs for them to fulfil their functions and provide services at the appropriate scale inter alia at the basin level or along a coastal zone.

[Reference to Aichi Targets 7 and 8], [Sustainable Development Goal 6, Indicator 6.3.1]

個別目標2. 水利用は、とりわけ集水域レベルや海岸水域沿いにおいて、湿地生態系がその機能を十分に発揮でき、適切な規模でサービスを提供するために必要な水量に配慮する。

[愛知目標7、8に関連、SDGsの目標6、指標6.3.1に関連]

<p>2.1 Has the quantity and quality of water available to, and required by, wetlands been assessed to support the implementation of the Guidelines for the allocation and management of water for maintaining the ecological functions of wetlands (Resolution VIII.1, VIII.2) ? 1.24.</p> <p>2.1 湿地にもたらされる水、及び湿地が求める水の質と量は、湿地の生態学的機能を維持するための水の配分及び管理に関する指針の実施を支援するために評価されたか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>2.1 Additional information:</p> <p>2.1 追加情報:</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内では、ダム下流域の河川環境の保全を目的とした放流を行っているダムがあり、よどみの改善や、河川景観の向上、付着藻類の更新や魚類の遡上・降下支援などの効果が見られている。 	
<p>2.2 Have assessments of environmental flow been undertaken in relation to mitigation of impacts on the ecological character of wetlands (Action r3.4.iv)</p> <p>2.2 環境流量の評価は、湿地の生態学的特徴に与える影響の緩和に関して行われたか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>2.2 Additional information:</p> <p>2.2 追加情報:</p> <ul style="list-style-type: none"> 釧路湿原やサロベツ原野などのいくつかの湿地における自然再生事業では、水環境の現状を把握した上で、望ましい地下水位の保全・復元や流入水の水質の保全・修復などを目標に取り組が行われている。 一定の規模を超える道路や鉄道等の新設に当たっては、近接する湿地への影響を含め、事業者により事前に環境影響評価が行われている。 	

<p>2.3 What, if any, initiatives have been taken to improve the sustainability of water use (or allocation of water resources) in the context of ecosystem requirements across major river basins (Resolutions VIII.1 and XII.12)? (Action 3.4.6.)</p> <p>2.3 主要な流域の生態系の要件（決議 8.1 及び 12.12）との関連で、水利用（または水資源の配分）の持続可能性を向上させるために、どのようなイニシアティブが取られてきたか。</p>	<p>C=一部 A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; O= No Change; X= Unknown A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、O=変化なし、X=不明</p>
<p>2.3 Additional information:</p> <p>2.3 追加情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖は、近畿約 1450 万人が利用する貴重な水資源となっており、長年続けられている保全活動によって支えられている。 円山川下流域・周辺水田では、円山川の水資源を中心に水田・人工湿地など多様な湿地が配置されている。ここではコウノトリの野生復帰事業を中心とした湿地保全活動が行われている。 蕪栗沼・周辺水田では、水稻の収穫後に再び水田に水を入れ、冬の間も水を張った状態にしておく耕作法を実施。水を張った水田がガンやカモのねぐら、餌場、休息所となっている。 	
<p>2.4 Have projects that promote and demonstrate good practice in water allocation and management for maintaining the ecological functions of wetlands been developed (Action r3.4.ix.)</p> <p>2.4 湿地の生態学的機能を維持するための水の配分及び管理を推進する事業及び優良事例を実証する事業は構築されたか。</p>	<p>C=一部 A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>2.4 Additional information:</p> <p>2.4 追加情報：</p> <p>釧路湿原やサロベツ原野などのいくつかの湿地における自然再生事業では、水環境の現状を把握した上で、望ましい地下水位の保全・復元や流入水の水質の保全・修復などを目標に取り組が行われている。</p>	
<p>2.5 Percentage of households linked to sewage system ? SDG 6 Target 6.3.1.</p> <p>2.5 何パーセントの世帯が下水設備に連結しているか。</p>	<p>不明%</p>
<p>2.5 Additional information:</p> <p>2.5 : 追加情報：</p>	

<p>2.6 What is the percentage of sewerage coverage in the country? SDG 6 Target 6.3.1.</p> <p>2.6 国の下水道普及率はいくつか。</p>	<p>E=79.3%</p> <p>E=# percent; F= Less than # percent; G= More Than # percent; X= Unknown; Y= Not Relevant</p>
<p>2.6 Additional information: 2.6 追加情報 :</p>	

<p>2.7 What is the percentage of users of septic tank/pit latrine if relevant to your country? SDG 6 Target 6.3.1.</p> <p>2.7 貴国に該当する場合、腐敗槽/汲み取り式トイレの使用者の割合はいくつか。</p>	<p>X=4.08%</p> <p>E=# percent; F=Less Than # percent; G= More Than # percent; X= Unknown; Y= Not Relevant</p> <p>E=#%、F=#%未満、 G=#%より多い、X=不明、 Y=関係なし</p>
<p>2.7 Additional information: 2.7 追加情報 : 日本の通常のピットラトリンは、防水で汚泥の漏れが無く、汚泥は定期的にバキュームカーで引き抜かれる。</p>	

<p>2.8 Does the country use constructed wetlands/ponds as wastewater treatment technology? SDG 6 Target 6.3.1.</p> <p>2.8 国は人工湿地/沼を廃水処理技術として使用するか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A= Yes, B= No; C= Partially, D=Planned X= Unknown; Y= Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、 Y=関係なし</p>
<p>2.8 Additional information: 2.8 追加情報 : 現在、北海道等で民間や大学による畜産排水処理のための人工湿地が稼働している。また、分散型の排水処理手法としての人工湿地の研究が進められている。</p>	

<p>2.9 Number of wastewater treatment plants (or volume treated exist at national level)? SDG 6 Target 6.3.1.</p> <p>2.9 廃水処理施設の数 (又は国レベルで処理されている量)はいくつか。</p>	<p>E=約 2,200 施設</p> <p>E= # plants; F= Less than #; G=More than #; X= Unknown; Y= Not Relevant</p>
<p>2.9 Additional information: 2.9 追加情報 :</p>	

<p>2.10 How is the functional status of the wastewater treatment plants? If relevant to your country. SDG 6 Target 6.3.1.</p> <p>2.10 貴国に該当する場合、廃水処理施設の機能はどんな状況か。</p>	<p>C=機能している</p> <p>A=Good; B=Not Functioning; C=Functioning; Q=Obsolete; X=Unknown; Y= Not Relevant</p> <p>A=よい、C=機能している、B=機能していない、Q=使われなくなった、X=不明、Y=関係なし</p>
---	---

2.10 Additional information:
 2.10 追加情報：
 日本においては、下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な汚水処理施設整備を行っている。

<p>2.11 The percentage of decentralized wastewater treatment technology, including constructed wetlands/ponds is? SDG 6 Target 6.3.1.</p> <p>2.11 廃水の分散処理（人工湿地/沼を含む）の普及率はいくつか。</p>	<p>9.3 %</p> <p>A=Good; B=Not Functioning C=Functioning; Q=Obsolete; X=Unknown; Y= Not Relevant</p> <p>A=よい、C=機能している、B=機能していない、Q=使われなくなった、X=不明、Y=関係なし</p>
--	---

2.11 Additional information:
 2.11 追加情報：
 2018 年度末の浄化槽の普及割合。

<p>2.12 Number of wastewater reuse systems (or volume re-used) and purpose? SDG 6 Target 6.3.1.</p> <p>2.12 廃水再利用システムの数（または再利用量）と目的は何か。</p>	<p>#301 施設</p>
---	----------------

2.12 Additional information:
 2.12 追加情報：
 ・生活用水の中で、水洗トイレ洗浄水、修景、散水、洗車、冷房用水などの用途に下水等の再生水や雨水など、上水道と比較して低水質の水を使用する「雑用水利用」が一部の地域や建物で行われている。
 ・工業用水は回収と再利用を進めている。
 ・農業集落排水施設の処理水や汚泥については、それぞれ農業用水への再利用や農地還元を進めている。

<p>2.13 What is the purpose of the wastewater reuse system if relevant to your country? SDG 6 Target 6.3.1.</p> <p>2.13 貴国に該当する場合、廃水再利用システムの目的は何か。</p>	<p>R=農業及び T=産業 R=Agriculture; S=Landscape; T=Industrial; U=Drinking; X= Unknown; Y=Not Relevant R=農業、S=景観、T=産業、U=飲料水、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>2.13 Additional information: Please indicate if the wastewater reuse system is for free or taxed or add any additional information.</p> <p>2.13 追加情報： 廃水再利用システムが無料か課税かを、又はどんな補足情報でも、記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活用水の中で、水洗トイレ洗浄水、修景、散水、洗車、冷房用水などの用途に下水等の再生水や雨水など、上水道と比較して低水質の水を使用する「雑水利用」が一部の地域や建物で行われている。 工業用水は回収と再利用を進めている。 農業集落排水施設の処理水や汚泥については、それぞれ農業用水への再利用や農地還元を進めている。 	

<p>2.14 Does your country use a wastewater treatment process that utilizes wetlands as a natural filter while preserving the wetland ecosystem?</p> <p>2.14 貴国では、湿地の生態系を保全しつつ、湿地を自然のフィルターとして活用した廃水処理プロセスを採用しているか？</p>	<p>X=不明 A=Yes; B=No; X= Unknown; A=はい、B=いいえ、X=不明</p>
<p>2.14 Additional information: If Yes, please provide an example</p> <p>2.14 追加情報：「はい」の場合は例を挙げてください。</p>	

Target 3. Public and private sectors have increased their efforts to apply guidelines and good practices for the wise use of water and wetlands. {1.10}

[Reference to Aichi Targets 3, 4, 7 and 8]

個別目標 3. 公共セクターと民間セクターが、湿地と水資源の賢明な利用のためのガイドラインや優良事例を適用するための取り組みを強化している。

[愛知目標 3、4、7、8 に関連]

<p>3.1 Is the private sector encouraged to apply the Ramsar wise use principle and guidance (Ramsar handbooks for the wise use of wetlands) in its activities and investments concerning wetlands? {1.10.1} KRA 1.10.i</p> <p>3.1 民間セクターに対して、湿地に関する活動と投資を行うに際してラムサール条約の賢明な利用原則と手引き（湿地の賢明な利用に関するラムサールハンドブック）を活用することを奨励したか。</p>	<p>B=いいえ A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
---	--

3.1 Additional information:

3.1 追加情報：

日本特有の事情等を鑑みると、手引きは必ずしも全てのケースにおいて活用できるものではない。

<p>3.2 Has the private sector undertaken activities or actions for the conservation, wise use and management of? {1.10.2} KRA 1.10.ii: a) Ramsar Sites b) Wetlands in general</p> <p>3.2 民間セクターは下記の保全、賢明な利用及び管理に向け活動や行動を起こしているか。 a) ラムサール条約湿地 b) 湿地全体</p>	<p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X= Unknown; Y= Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p> <p>a) C=一部 b) C=一部</p>
<p>3.2 Additional information: 3.2 追加情報： 民間企業、NGO、拠点施設、観光協会、農・漁業協同組合、地元の湿地保全会など様々な民間セクターにおいて、次のような活動が行われている。活動の多くは市民参加型で、実際の保全につながるよう工夫されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全活動や再生事業：希少動植物の保護や環境管理などの保全活動、湿地再生、清掃活動、外来種対策、シカなどによる食害対策など ・ 調査研究：モニタリング活動、調査研究活動 ・ 資料館・ビジターセンター等の運営、整備 ・ 環境教育、普及啓発活動：観察会・水泳大会等イベントの開催、湿地ツアー、学校教育や学習活動、ボランティア活動への支援（制度の構築など）、マナー向上等の普及啓発活動、研究者による市民向け研究発表などを通じた交流・協力体制の整備、定期的なテレビ番組放送、資源の利活用 	

<p>3.3 Have actions been taken to implement incentive measures which encourage the conservation and wise use of wetlands? {1.11.1} KRA 1.11.i</p> <p>3.3 湿地の保全及び賢明な利用を奨励するインセンティブ措置を実施するための行動がとられたか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>3.3 Additional information:</p> <p>3.3 追加情報：</p> <p>国内のいくつかのラムサール条約湿地では、以下のような例をはじめとした取組や支援制度が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 冬期湛水水田など渡り鳥やその他希少野生動植物種の生息に配慮した水田農業を行い、それらの水田で収穫された米をブランド化し通常よりも高い値段で販売。 - 条約湿地に生えているヨシや海藻を肥料として育てられた農産物や、伝統的・持続的な漁法や猟法による収穫など、一定の基準を満たした水産物や鴨をブランド化して販売。 - 農薬・化学肥料の使用量削減、濁水の流入防止など環境への負担を削減する技術で生産された農産物を、自治体が地元ブランドとして認定・認証。ロゴマークを作成して商品に添付。 - 日本酒（米）やハスの化粧品など、湿地の収穫物を加工販売することで高付加価値化を図ると共に、その売り上げの一部を環境保全や教育活動に還元。 - 生物多様性保全推進支援事業により、湿地を含む地域の生物多様性保全活動を支援している。 - 自然環境の保全に資する農業生産活動（水田における冬期湛水等）の実施に伴う追加的コストを支援する「環境保全型農業直接支払」を実施。 	
<p>3.4 Have actions been taken to remove perverse incentive measures which discourage conservation and wise use of wetlands? {1.11.2} KRA 1.11.i</p> <p>3.4 湿地の保全と賢明な利用を妨げる逆行した奨励策を取り除く措置はとられたか。</p>	<p>Z=該当なし</p> <p>A=Yes; B=No; D=Planned; Z=Not Applicable</p>
<p>3.4 Additional information:</p> <p>3.4 追加情報：</p>	

Target 4. Invasive alien species and pathways of introduction and expansion are identified and prioritized, priority invasive alien species are controlled or eradicated, and management responses are prepared and implemented to prevent their introduction and establishment.

{Reference to Aichi Target 9}

個別目標 4. 侵略的外来生物及びその移入・拡張経路が特定され、優先付けられる。優先的に対処すべき種が防除又は根絶され、それらの移入や定着を防ぐため対応策が整備・実行される。

[愛知目標 9 に関連]

<p>4.1 Does your country have a national inventory of invasive alien species that currently or potentially impact the ecological character of wetlands? {1.9.1} KRA 1.9.i</p> <p>4.1 貴国は、現在又は潜在的に、湿地の生態学的特徴に影響を与えている侵略的外来生物種の国別目録を有しているか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>4.1 Additional information:</p> <p>4.1 追加情報：</p> <p>2004年6月に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして148（2020年8月現在）の「特定外来生物」を指定し、目録化している。また、2015年3月に作成した、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストにおいては、生息・生育場所が湿地依存的な種が多数含まれる。</p>	
<p>4.2 Have national policies or guidelines on invasive species control and management been established or reviewed for wetlands? {1.9.2} KRA 1.9.iii</p> <p>4.2 湿地における侵略的外来生物種の防除及び管理に係る政策又は指針が策定されているか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>4.2 Additional information:</p> <p>4.2 追加情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、外来生物法に基づく特定外来生物被害防止基本方針を策定しているほか、99の特定外来生物について国が行う防除の内容等を定めて公示している。 ・これらに基づき、2020年度、ラムサール条約湿地では、釧路湿原、伊豆沼・内沼、琵琶湖において、国の事業として特定外来生物の効果的防除手法の検討や地域主体の除去活動や防除体制の整備などの取組を行っている。 ・そのほかにも、ウトナイ湖などで地域の取組として、侵略的外来生物種の駆除活動が地元事業者等により実施されている。 	

<p>4.3 Has your country successfully controlled through management actions invasive species of high risk to wetland ecosystems?</p> <p>4.3 貴国は、湿地生態系に対してリスクの高い侵略的な種を管理行動を通じて、コントロールできているか。</p>	<p>A=はい A=Yes; B=No; X= Unknown A=はい、B=いいえ、X=不明</p>
<p>4.3. Additional information: (If 'Yes', please provide examples, including the species name and the successful management actions)</p> <p>4.3 追加情報：（回答が「はい」の場合、種名及び効果的な管理方法を含め、事例を記載してください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、多面的機能支払交付金により、農業者を中心とした地域住民が主体となって行われる、水田と接続しているため池のアカミミガメや水路のオオフサモ等の外来種駆除を支援している。 ・特定外来生物に指定している <i>Spartina alterniflora</i> について、3地域で侵入が確認されているが、初期段階で刈り取り、浚渫、コンクリートによる埋め立て、遮光シートによる被覆等を行い、1地域では既に根絶に成功した。 ・奥日光の湿原では、コカナダモの除去活動を1998年より実施しており、生育範囲は徐々に縮小してきている。また、佐潟では、特定外来生物のアレチウリの生育が見られたが、除去活動を継続し、現在は生育が確認されなくなった。そのほかにも、ラムサール条約湿地を持つ多くの自治体において、侵略的な種の除去活動などの取組がなされている。 	
<p>4.4 Are there invasive species of high risk to wetland ecosystems that have not been successfully controlled through management actions?</p> <p>4.4 管理行動を通じてコントロールできていない湿地生態系に対してリスクの高い外来種がいるか。</p>	<p>A=はい A=Yes; B=No; X= Unknown A=はい、B=いいえ、X=不明</p>
<p>4.4 Additional information: (If 'Yes', please provide examples, including the species name and the challenges to management)</p> <p>4.4 追加情報：「はい」の場合、種名及び管理の課題も含めて例を挙げてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブラックバス、ブルーギル等の魚類による生態系リスクは非常に高いが、大規模湖沼・流水系に一旦侵入・定着した場合の根絶は困難である。 ・北海道の複数の湿原では、アライグマの姿が確認されており、捕食等による固有在来種への影響が懸念されている。 ・アカミミガメやアメリカザリガニなど、国内で広く分布が拡大し、かつ多くの国民に飼養されている種について、特定外来生物に指定すると飼養放棄による野外への更なる拡散を招いてしまう恐れがあり、外来生物法に基づく対策ができていない。 ・オオハンゴンソウやセイタカアワダチソウなどは、種子が靴底に付着したり風に乗って分布を拡大しやすいため、駆除の時期に注意が必要で、いくつかの自治体では根絶に苦慮している。 	

<p>4.5 Have the effectiveness of wetland invasive alien species control programmes been assessed?</p> <p>4.5 湿地の侵略的外来生物種防御プログラムの有効性は評価されたか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>4.5 Additional information:</p> <p>4.5 追加情報： 侵略的外来生物種防除事業について、これまでの取組の効果の検証や課題の抽出、その解決方法の検討などを行っている湿地がある。</p>	

Goal 2. Effectively conserving and managing the Ramsar Site network

[Reference to Sustainable Development Goals 6, 11, 13, 14, 15]

[SDGs の目標 6、11、13、14、15 に関連]

Target 5. The ecological character of Ramsar Sites is maintained or restored through effective, planning and integrated management {2.1.}

[Reference to Aichi Targets 6,11, 12]

個別目標 5. ラムサール条約湿地の生態学的特徴が、効果的な計画と統合管理を通じて、維持あるいは再生される。

[愛知目標 6、11、12 に関連]

<p>5.1 Have a national strategy and priorities been established for the further designation of Ramsar Sites, using the <i>Strategic Framework for the Ramsar List</i>? {2.1.1} KRA 2.1.i</p> <p>5.1 ラムサール条約湿地リストのための戦略的枠組みを用いて、ラムサール条約湿地の追加登録のための国家戦略及び優先事項が確立されたか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>5.1 Additional information:</p> <p>5.1 追加情報： ・国際的に重要な湿地の基準に見合うラムサール条約湿地潜在候補地のリストを 2010 年に作成している。 ・2012 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、地域の理解と協力を前提として、ラムサール条約への登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地の登録と区域の拡張を推進することとしている。</p>	
<p>5.2 Are the Ramsar Sites Information Service and its tools being used in national identification of further Ramsar Sites to designate? {2.2.1} KRA 2.2.ii</p> <p>5.2 ラムサール条約湿地データサービス及びそのツールは、追加登録するラムサール条約湿地を特定する際に利用されているか。</p>	<p>B=いいえ</p> <p>A=Yes; B=No; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、D=計画がある</p>

5.2 Additional information:

5.2 追加情報：

我が国においては独自に潜在候補地リストを作成している。

<p>5.3 How many Ramsar Sites have a formal management plan? {2.4.1} KRA 2.4.i</p> <p>5.3 正式な管理計画を持つラムサール条約湿地はいくつあるか。</p>	<p>E=52 湿地</p> <p>E= # sites; F=Less than # sites; G=More than # sites; X=Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>E=#湿地、F=#湿地未満、G=#湿地より多い、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>5.4 Of the Ramsar Sites with a formal management plan, for how many of these is the plan being implemented? {2.4.2} KRA 2.4.i</p> <p>5.4 正式な管理計画のあるラムサール条約湿地のうち、それが実施されている湿地数はいくつか。</p>	<p>E=52 湿地</p> <p>E= # sites; F=Less than # sites; G=More than # sites; X= Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>E=#湿地、F=#湿地未満、G=#湿地より多い、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>5.5 Of the Ramsar sites without a formal management plan, for how many is there effective management planning currently being implemented through other relevant means e.g. through existing actions for appropriate wetland management? {2.4.3} KRA 2.4.i</p> <p>5.5 正式な管理計画がないラムサール条約湿地のうち、現在、適切な湿地管理のための既存の行動など他の関連する手段を通じて、効果的な管理計画が実施されている湿地はどれくらいあるか。</p>	<p>Y=関係なし</p> <p>E= # sites; F=Less than # sites; G=More than # sites; X= Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>E=#湿地、F=#湿地未満、G=#湿地より多い、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>5.3 – 5.5 Additional information:</p> <p>5.3 - 5.5 追加情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国では、対象となる湿地を国立・国定公園、国指定鳥獣保護区又は生息地等保護区等に指定した上で、又は既にいずれかの保護地域に指定されている湿地について、ラムサール条約への登録を行っている。これらの保護地区の指定に際しては、湿地の保全管理に係る内容を含む自然公園の公園計画、鳥獣保護区の指定計画、生息地等保護区の保護に関する指針が策定される。 また、上記計画の他にも、湿地の管理に関する記載もしている自然再生事業にかかる事業実施計画や、都道府県や市町村、地域関係者の参加する協議会等によって、湿地を含む自然環境の保全や再生、利活用等に関する独自の管理計画が策定・実施されている地域もある。 	

<p>5.6 Have all Ramsar sites been assessed regarding the effectiveness of their management (i.e. sites with either a formal management plan) or management via other relevant means where they exist e.g through existing actions for appropriate wetland management ? {1.6.2} KRA 1.6.ii</p>	<p>C=一部</p>
<p>5.6 すべてのラムサール条約湿地は、それぞれの管理の有効性について評価されたか（正式な管理計画、あるいは、適切な湿地管理のための既存の行動など、他の関連する手段を使って）。</p>	<p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>

5.6 Additional information:
 5.6 追加情報：
 ・国立・国定公園又は国指定鳥獣保護区に指定されているラムサール条約湿地については、国立・国定公園の公園計画の点検又は鳥獣保護区の計画書改定の際に、必要に応じて行われている。
 ・都道府県や市町村、協議会等によって策定された湿地管理に関係する管理計画についても、管理の効果や課題の把握、定期的な見直しが行われているものがある。

	<p>G=37 湿地より多い</p>
<p>5.7 How many Ramsar Sites have a cross-sectoral management committee? {2.4.4} {2.4.6} KRA 2.4.iv</p>	<p>E= # sites; F=Less than # sites; G=More than # sites; X=Unknown, Y=Not Relevant;</p>
<p>5.7 分野横断的な管理委員会があるラムサール条約湿地の数はいくつか。</p>	<p>E=#湿地、F=#湿地未満、G=#湿地より多い、C=一部、X=不明、Y=関係なし</p>

5.7 Additional information (If at least 1 site, please give the name and official number of the site or sites):
 5.7 追加情報（少なくとも1つの湿地について、その名称と公式番号を記入する。）：
 ・205 釧路湿原、1555 サロベツ原野、318 伊豆沼・内沼、1549 三方五湖、1551 中海における自然再生協議会の他、439 クッチャロ湖、539 ウトナイ湖（美々川）、996 漫湖、1201 宮島沼、1540 阿寒湖、1557 濤沸湖、1558 雨竜沼、1542 風蓮湖・春国岱、2058 大沼、1543 仏沼、1844 大山上池・下池、820 佐潟、2232 瀬沼、616 片野鴨池、1545 蕪栗沼・周辺水田、1554 尾瀬、1556 穴道湖、1843 化女沼、2061 渡良瀬遊水地、2233 芳ヶ平湿地群、2060 東海丘陵湧水湿地群、1200 藤前干潟、2057 中池見湿地、2055 円山川下流域・周辺水田、1548 串本沿岸海域、2234 東よか干潟、2235 肥前鹿島干潟、2054 荒尾干潟、1547 くじゅう坊ガツル・タゲ原湿原、1559 屋久島永田浜、1550 名蔵アンパル、2357 葛西海浜公園において湿地保全のための協議会や委員会が設置されている。
 ・また、各湿地の個別の協議会の他に、北海道ラムサールネットワークや釧路国際ウェットランドセンターのような複数の条約湿地を包括する広域的連携組織や、赤野井湾再生プロジェクトのような条約湿地の一部について自治体単位で分野横断的に検討する地域的組織も存在する。

Target 7. Sites that are at risk of change of ecological character have threats addressed {2.6.}

[Reference to Aichi Targets 5, 7, 11, 12]

個別目標 7. 生態学的特徴の変化が懸念されるサイトにおいて、脅威が対処される。

[愛知目標 5、7、11、12 に関連]

<p>7.1 Are mechanisms in place for the Administrative Authority to be informed of negative human-induced changes or likely changes in the ecological character of Ramsar Sites, pursuant to Article 3.2? {2.6.1} KRA 2.6.i</p>	<p>A=はい</p>
<p>7.1 人為的活動によるラムサール条約湿地の生態学的特徴の悪化又はその恐れがあることについて、条約第3条2に従って管理当局に対して通達がなされる仕組みが整っているか。</p>	<p>A=Yes; B=No; C=Some Sites; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=数カ所、D=計画がある</p>
<p>7.1 Additional information (If 'Yes' or 'Some sites', please summarise the mechanism or mechanisms established): 7.1 追加情報（「はい」又は「数カ所」と回答した場合、構築されている仕組みを要約して記入のこと。）： 各ラムサール条約湿地を管轄する地方環境事務所が管理当局である環境省本省野生生物課に連絡する。また、生物多様性センターは、ラムサール条約湿地に限らず、湖沼、干潟、サンゴ礁などの湿地を対象に含む調査やモニタリングを行っており、その結果については管理当局に報告している。</p>	
<p>7.2 Have all cases of negative human-induced change or likely change in the ecological character of Ramsar Sites been reported to the Ramsar Secretariat, pursuant to Article 3.2? {2.6.2} KRA 2.6.i</p>	<p>0=悪化はない</p>
<p>7.2 人為的活動によるラムサール条約湿地の生態学的特徴の悪化又はその恐れがある全ての事例について、条約第3条2に従って条約事務局に報告したか。</p>	<p>A=Yes; B=No; C=Some Cases; O=No Negative Change A=はい、B=いいえ、C=数事例、O=悪化はない</p>
<p>7.2 Additional information (If 'Yes' or 'Some cases', please indicate for which Ramsar Sites the Administrative Authority has made Article 3.2 reports to the Secretariat, and for which sites such reports of change or likely change have not yet been made): 7.2 追加情報（「はい」又は「数事例」と回答した場合、管理当局が条約第3条2に規定する報告を条約事務局に対して行った条約湿地名、及び変化又は変化の可能性のあることについて当該報告を行っていない条約湿地名を明記すること。）：</p>	
<p>7.3 If applicable, have actions been taken to address the issues for which Ramsar Sites have been listed on the Montreux Record, such as requesting a Ramsar Advisory Mission? {2.6.3} KRA 2.6.ii</p>	<p>Z=該当なし</p>
<p>7.3 該当する場合に、ラムサール条約湿地がモントルーレコードに掲載される原因となった問題に対してラムサール諮問調査団に要請することを含め、方策を講じたか。</p>	<p>A=Yes; B=No; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、Z=該当なし</p>
<p>7.3 Additional information (If 'Yes', please indicate the actions taken): 7.3 追加情報（「はい」と回答した場合は講じた方策を記入すること。）：</p>	

Goal 3. Wisely using all wetlands

目標 3 : すべての湿地の賢明な利用

[Reference to Sustainable Development Goals 1, 2, 5, 6, 8, 11, 12, 13, 14, 15]

[SDGs の目標 1、2、5、6、8、11、12、13、14、15 に関連]

Target 8. National wetland inventories have been either initiated, completed or updated and disseminated and used for promoting the conservation and effective management of all wetlands

{1.1.1} KRA 1.1.i

[Reference to Aichi Targets 12, 14, 18, 19]

個別目標 8. すべての湿地の保全及び効果的な管理を推進するために、国の湿地目録が着手され、完成又は更新され、公開・配布され、活用されている。

[愛知目標 12、14、18、19 に関連]

<p>8.1 Does your country have a complete National Wetland Inventory? {1.1.1} KRA 1.1.i</p> <p>8.1 貴国において完成した国家湿地目録があるか？</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=In Progress; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=進行中、D=計画がある</p>
<p>8.1 Additional information:</p> <p>8.1 追加情報：生物多様性保全上の観点から選定した「日本の重要湿地 500」を 2001 年に公表。その後有識者の意見等も踏まえて見直しを行い、2016 年に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」を公表した。</p>	

<p>8.2 Has your country updated a National Wetland Inventory in the last decade?</p> <p>8.2 貴国において過去 10 年間に国家湿地目録を更新したか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=In Progress; C1=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=進行中、C1=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>8.2 Additional information:</p> <p>8.2 追加情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2001 年に公表した「日本の重要湿地 500」について、有識者の意見等も踏まえて見直しを行い、2016 年に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」を公表した。 ・東日本大震災によって被災した東北地方太平洋沿岸地域において、干潟、アマモ場、藻場、海鳥繁殖地等のモニタリングを継続し、生態系に変化がないか記録している。 ・2010 年に環境省が公表したラムサール条約湿地潜在候補地（以下、「潜在候補地」という）のうち、東日本大震災（2011 年）の影響を受けた 7 つの潜在候補地について、震災後の候補地としての資質を調査し、報告書にとりまとめた。 	

<p>8.3 Is wetland inventory data and information maintained? {1.1.2} KRA 1.1.ii</p> <p>8.3 湿地目録のデータ及び情報は維持されているか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>8.3 Additional information:</p> <p>8.3 追加情報： 重要湿地の一部については、自然環境保全基礎調査等による調査地として調査を実施し、情報収集を行っている。</p>	

<p>8.4 Is wetland inventory data and information made accessible to all stakeholders? {1.1.2} KRA 1.1.ii</p> <p>8.4 湿地目録のデータと情報は、全ての利害関係者が利用出来るようになっているか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>8.4 Additional information:</p> <p>8.4 追加情報： ウェブサイトにて広く一般に公開されている。</p>	

<p>8.5 Has the condition* of wetlands in your country, overall, changed during the last triennium? {1.1.3}</p> <p>a) Ramsar Sites b) wetlands generally</p> <p>Please describe on the sources of the information on which your answer is based in the green free- text box below. If there is a difference between inland and coastal wetland situations, please describe. If you are able to, please describe the principal driver(s) of the change(s).</p> <p>* 'Condition' corresponds to ecological character, as defined by the Convention</p> <p>8.5 過去3年で、全体的に湿地の状態*は変化したか。</p> <p>a) ラムサール条約湿地 b) 湿地全体下記緑色の記入欄に回答の根拠となる情報源について説明すること。内陸湿地、沿岸湿地で立地条件が違う場合は説明を記載する。可能なら変化の主要な要因も記入する。 *「状態」とは、条約で定義する生態学的特徴に相当する。</p>	<p>N=Status Deteriorated; O=No Change; P=Status Improved N=悪化した、O=変化なし、P=改善された</p> <p>a) O=変化なし b) O=変化なし</p>
<p>8.5 Additional information on a) and/or b):</p> <p>8.5 a) 及び/又は b) に関する追加情報 :</p> <p>a) ・環境省では、湖沼・湿原・二次的水域・磯・干潟・アマモ場・藻場・サンゴ礁など、我が国の湿地の一部を対象としてモニタリングを行っており、調査サイトの一部にはラムサール条約湿地も含まれている。同モニタリングでは、一部のサイトにおいて、在来の動植物の減少及び外来種の分布の拡大、シカによる踏み荒らしや採食などの状況は見られるものの、この3年間で生態学的特徴の大きな変化は見られていない。 ・道県や市町村、NGO のアンケートによると、そのほかにも土砂の流入・堆積、乾燥化、水環境の悪化、生物相の変化などが見られる湿地がある一方、保全・再生事業の効果による自然環境の維持や改善、生物相の多様化といった変化が見られる湿地がある。</p>	
<p>8.6 Based upon the National Wetland Inventory if available please provide a figure in square kilometres for the extent of wetlands (according to the Ramsar definition) for the year 2020 and provide the relevant disaggregated information in the box below. This Information will also be used to report on SDG 6, Target 6.6, Indicator 6.6.1, for which the Ramsar Convention is a co-custodian.</p> <p>8.6 国家湿地目録に基づいて、2020年の湿地の範囲に関する基準数値を（ラムサール条約の定義に従って）、得られれば、平方キロメートルで示し、下のボックスに関連する集計された情報を提供してください。この情報は、ラムサール条約が共同管理者となっているSDGsの目標6、ターゲット6.6、指標6.6.1の報告にも利用されます。</p>	<p>E=1,546 km²</p> <p>E= # Km² ;; G=More than # Km²; X= Unknown E=#km²、F=#km²未満、G=#km²より多い、A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>

8.6

According to the Ramsar definition and classification of wetlands, the disaggregated information on wetland extent is as follows:

8.6

ラムサール条約の湿地の定義と分類に従い、湿地の範囲に関する情報は以下のとおり。

Area by type of wetland 湿地の種類別の範囲				Total area by category of wetland 湿地の分類 別の合計範 囲
Marine/Coastal 海洋/沿岸	e.g Coral Reefs: xx Km ² 例：サンゴ礁 xx km ²	e.g Estuarine waters xx Km ² 例：河口域 xx km ²	e.g Coastal brackish/saline lagoons: xx Km ² 例：沿岸の汽水 /塩性の潟 xx km ²	
Inland 内陸	e.g Permanent freshwater marshes/swamps: xx Km ² 例：サンゴ礁 xx km ²	e.g Non-forested peatlands (includes shrub or open bogs, swamps, fens): xx Km ² 例：非森林の泥 炭地（低木また は開けたボツ グ、沼地、フェ ン） xx km ²	e.g Permanent freshwater lakes: xx Km ² 例：永続的な淡 水湖 xx km ²	
Human-made 人工				
Total 合計				1,546 Km ²
Date of the inventory: 目録の日付：				
Reference or link: 参考資料又はリンク： 入手可能な情報を使用した。				

Note:

The minimum information that should be provided is the total area of wetlands for each of the three major categories; “marine/coastal”, “inland” and “human-made”.

注：提供すべき最低限の情報は、3つの主要な分類（海洋/沿岸、内陸及び人工）のそれぞれについての湿地の総面積である。

If the data on inventories are partial or not complete, use the information that is available.

目録のデータが部分的であったり、完全でない場合は、入手可能な情報を使用してください。

Guidance on information on national wetland extent, to be provided in Target 8 “National Wetlands Inventory” of the National Report Form can be consulted at:

標 8 「国家湿地目録」で提供されるべき国の湿地の範囲に関する情報の手引きについては、以下のサイトを参照してください：

<https://www.ramsar.org/document/guidance-on-information-on-national-wetland-extent>

Additional information: If the information is available please indicate the % of change in the extent of wetlands over the last three years. Please note: For the % of change in the extent of wetlands, if the period of data covers more than three years, provide the available information, and indicate the period of the change.

追加情報：情報があれば、過去 3 年間における湿地の範囲の変化の割合を記入すること。湿地の範囲の変化の割合については、データの期間が 3 年以上の場合は、利用可能な情報を提供し、変化の期間を示してください。

我が国のラムサール条約湿地については、2018 年に 2 つの湿地が新しく登録され、1 カ所の湿地の登録面積が拡大された。それに伴い、我が国のラムサール条約湿地（52 カ所）の面積は 1546.96km² となり、4.5% 増加した。

8.7 Please indicate your needs (in terms of technical, financial or governance challenges) to develop, update or complete a National Wetland Inventory.

8.7 国家湿地目録の作成、更新、または完成に関するニーズ（技術的、財政的又はガバナンス上の課題）を示してください。

(回答)

Target 9. *The wise use of wetlands is strengthened through integrated resource management at the appropriate scale, inter alia, within a river basin or along a coastal zone {1.3.}.*

[Reference to Aichi Targets 4, 6, 7].

個別目標 9. 湿地の賢明な利用が、とりわけ河川集水域内や沿岸域に沿って、適切な規模で、統合的な資源管理を通じて強化される。

[愛知目標 4, 6, 7 に関連]

<p>9.1 Is a Wetland Policy (or equivalent instrument) that promotes the wise use of wetlands in place? {1.3.1} KRA 1.3.i (If ‘Yes’, please give the title and date of the policy in the green text box)</p>	<p>A=はい A=Yes; B=No; C=In Preparation; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=準備中、D=計画がある</p>
<p>9.1 湿地の賢明な利用を推進する湿地政策（または相当するもの）があるか。（「はい」と回答した場合、下記追加情報欄に政策名と制定日時を記入すること。）</p>	

9.1 Additional information:

9.1 追加情報：

- ・2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」における湿地に係る記載を国家湿地政策として位置づけており、その中で、条約湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、各条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していくことを掲げている。
- ・環境省では、湿地を含む森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」を立ち上げた。平成28年度から平成30年度には、全国10カ所の実証地域において、多様な主体によるプラットフォームづくりや自立のための経済的仕組みづくりなどを実施。全国シンポジウムを開催。「地域循環共生圏の手引き」をとりまとめ公表。令和元年度は、実証地域のフォローアップ調査を実施。フォローアップを踏まえ事例等追加し「地域循環共生圏の手引き」を更新。

9.2 Have any amendments to existing legislation been made to reflect Ramsar commitments? {1.3.5}{1.3.6}

9.2 ラムサール条約上の責務に対応するため、現行法の改正がなされたか。

B=いいえ
A=Yes; B=No; C=In Progress; D=Planned
A=はい、B=いいえ、C=進行中、D=計画がある

9.2 Additional information:

9.2 追加情報：

9.3 Are wetlands treated as natural water infrastructure integral to water resource management at the scale of river basins? {1.7.1} {1.7.2} KRA 1.7.ii

9.3 流域単位での水資源管理に不可欠な天然の水インフラとして湿地を取り扱っているか。

A=はい
A=Yes; B=No; D=Planned
A=はい、B=いいえ、D=計画がある

9.3 Additional information:

9.3 追加情報：

- ・河川整備計画において、水資源管理に河川を含む湿地に係る事項が組み込まれている。
- ・水田周辺のかんがい用水は、周辺の水資源管理に必要な不可欠な水のインフラであり、景観の形成や生態系保全にも貢献している。

9.4 Have Communication, Education, Participation and Awareness (CEPA) expertise and tools been incorporated into catchment/river basin planning and management (see Resolution X.19)? {1.7.2}{1.7.3}

9.4 CEPA（交流・教育・参加・普及啓発）に係る専門的知識やツールは集水域や河川流域の計画及び管理に盛り込まれているか？（決議X.19 参照）

A=はい
A=Yes; B=No; D=Planned
A=はい、B=いいえ、D=計画がある

9.4 Additional information:

9.4 追加情報 :

- ・ 釧路湿原をはじめとする河川、湿原、干潟等の湿地で実施されている自然再生推進法に基づき作成されたほとんどの自然再生事業実施計画には、環境教育の推進が盛り込まれている。
- ・ 谷津干潟、佐潟、藤前干潟、濤沸湖、蕪栗沼・周辺水田、化女沼、大沼、宮島沼、渡良瀬遊水地、芳ヶ平湿地群、荒尾干潟、肥前鹿島干潟、東よか干潟等において独自に策定されている管理計画にCEPA の内容が盛り込まれている。

<p>9.5 Has your country established policies or guidelines for enhancing the role of wetlands in mitigating or adapting to climate change? {1.7.3} {1.7.5} KRA 1.7.iii</p>	<p style="text-align: center;">A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>9.5 気候変動の緩和又は適応としての機能の向上に資するための政策や指針を確立したか。</p>	

9.5 Additional information:

9.5 追加情報 :

- ・ 2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、湿地を含む生態系の保全と回復を通じて、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、気候変動の緩和と適応に貢献することを目標の1つとして掲げた。
- ・ 2015年8月に閣議決定された国土形成計画において、社会資本整備や土地利用において、気温上昇の抑制等を含む自然環境が有する多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラの取組を推進することが掲げられた。
- ・ 2019年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、湿地を含む土壌、沿岸域などの生態系の保全・再生を進めることにより、健全な生態系によるCO2の吸収力を高め、また有用水生植物を用いた藻場の保全・回復等のCO2の吸収源としての可能性を追求することなどを掲げた。

<p>9.6 Has your country formulated plans or projects to sustain and enhance the role of wetlands in supporting and maintaining viable farming systems? {1.7.4} {1.7.6} KRA 1.7.v</p>	<p style="text-align: center;">A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>9.6 実行可能な農業システムを支え維持する湿地の役割を持続させ及び増強させるための計画や事業を策定したか。</p>	

9.6 Additional information:

9.6 追加情報 :

- ・ 決議 X.31 履行推進のために、NPO 法人が中心となり、田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト行動計画 2013 を策定し、地域交流会や全国集会などを継続している。
- ・ 「生物多様性国家戦略2012-2020」において、持続的に営まれる、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進を目標の1つとして掲げている。
- ・ 市町村の中には、湿地の生物多様性保全に配慮した農業に関する記述を含む計画や条例の策定、事業、実証実験などの実施や、取組への助成を行っているところがある。

<p>9.7 Has research to inform wetland policies and plans been undertaken in your country on:</p> <p>a) agriculture-wetland interactions b) climate change c) valuation of ecosystem services</p> <p>{1.6.1} KRA 1.6.i</p> <p>9.7 湿地政策及び計画に追加情報を与えるため、下記の事項に係る調査・研究を行ったか。</p> <p>a) 農業と湿地の相互作用 b) 気候変動 c) 生態系サービスの評価</p>	<p>A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、B=いいえ、D=計画がある</p> <p>a) A=はい b) A=はい c) A=はい</p>
---	---

9.7 Additional information:
9.7 追加情報：

- ・ a) に関して、農業者・市民・研究者により国内の「田んぼの生きもの調査」が継続して行われている。またNPO法人の調査により水田には5668種の生きものが見つかることが公表されている。更に、NGO 等を中心に韓国での調査結果との情報共有がなされている。加えて、2014年度の環境省による国内の湿原及び干潟が有する経済的な価値の評価によって、水田を利用する渡り鳥や希少種が生息する蕪栗沼・周辺水田（マガン）・佐渡（トキ）・円山川下流域・周辺水田（コウノトリ）などにおいて水田を中心とした農業と湿地に関する知見が集積された。
- ・ b) に関して、2015年3月の環境省による「ガンカモ類調査業務第2期とりまとめ 報告書」では、マガンやハクチョウ類の越冬の分布の変化の要因の1つとして、気候変動の影響が考察されている。
- ・ b) に関して、気候変動等をはじめとした災害リスクの高まりを含めた多様な課題に対応するため、環境省のもつ競争的研究資金である環境研究総合推進費を活用して、生態系を活用した防災・減災及びグリーンインフラに関する研究が大学等の研究機関によって実施されている。
- ・ b) に関して、2017年から2019年にかけて実施した「地域適応コンソーシアム事業」において、湿地のEco-DRR機能の評価、及び湿地の生態系等への気候変動影響等の調査を行った。
- ・ c) に関して、2014年度に、環境省において国内の湿原及び干潟が有する一部の価値の経済的な評価を行い、試算結果を公表した。また、2016年に環境省において、湿地の生態系サービスの評価を含む「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（Japan Biodiversity Outlook 2）」をとりまとめた。さらに環境省のもつ競争的研究資金である環境研究総合推進費を活用して、湿地保全・再生に向けた生物多様性や生態系サービス等の多面的価値を評価するための評価軸の開発等を進めている。
- ・ a) b) c) に関して、ラムサール条約湿地に関係する道県・市町村・NGO による調査研究も行われている。

<p>9.8 Has your country submitted a request for Wetland City Accreditation of the Ramsar Convention, Resolution XII.10 ?</p> <p>9.8 貴国はラムサール条約（決議XII. 10）の湿地自治体認証に申請書を提出したか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
--	--

9.8 Additional information: (If 'Yes', please indicate How many request have been submitted):

9.8 追加情報：（「はい」と回答した場合、提出した申請書の数はいくつか。）
2件。

<p>9.9 Has your country made efforts to conserve small wetlands in line with Resolution XIII. 21?</p> <p>9.9 貴国では、決議 XIII. 21 に基づき、小さな湿地の保全の取り組みを実施したか。</p>	<p>C=一部 A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>9.9 Additional information: (If 'Yes', please indicate what actions have been implemented):</p> <p>9.9 追加情報：（「はい」と回答した場合、どのような取り組みが実施されたか記載すること。）</p> <ul style="list-style-type: none">・ラムサール条約湿地の片野鴨池、東海丘陵湧水湿地群などにおいて、草刈り、調査、湿地学習モデル校等による保全活動、湿地資源のワイズユース、湿地特有の植物の観察会の開催など普及啓発の取組が実施されている。・ラムサール条約湿地以外のいくつかの小さな湿地でも、自治体に加え、地域住民や市民団体、学校などが中心となって調査及び保全活動を行っている。	

Target 10. *The traditional knowledge innovations and practices of indigenous peoples and local communities relevant for the wise use of wetlands and their customary use of wetland resources, are documented, respected, subject to national legislation and relevant international obligations and fully integrated and reflected in the implementation of the Convention with a full and effective participation of indigenous and local communities at all relevant levels.*

[Reference to Aichi Target 18]

個別目標 10. 湿地の賢明な利用及び湿地資源の慣習的利用に関連する先住民族及び地域社会の伝統的な知識、工夫及び慣行が、国内法及び関連する国際的義務に従って記録され、尊重され、先住民族及び地域社会の完全かつ効果的な参加の下に、あらゆる関連するレベルにおいて、条約の実施において完全に組み入れられ、反映される。

[愛知目標 18 に関連]

<p>10.1 Have case studies, participation in projects or successful experiences on cultural aspects of wetlands been compiled. Resolution VIII.19 and Resolution IX.21? (Action 6.1.6)</p>	<p>A=はい</p>
<p>10.1 湿地の文化的側面に関する事例研究、事業への参加又は成功例は取りまとめられてきたか。(決議 VIII. 19 及び決議 IX. 21) (Action 6. 1. 6)</p>	<p>A=Yes; B=No; C=In Preparation; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=準備中、D=計画がある</p>
<p>10.1 Additional information: (If yes please indicate the case studies or projects documenting information and experiences concerning culture and wetlands).</p>	
<p>10.1 追加情報：（「はい」と回答した場合、文化及び湿地に関する事例研究又は事業記録情報及び経験を記入すること。）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・日本国際湿地保全連合において、湿地の文化のナショナルインベントリー作成が進められ、150を超える事例が集められた。その中から選ばれた33の事例について小冊子「湿地の文化と技術33 選～地域・人々とのかかわり～」が作成されている。 ・自然環境の保全と両立する利活用を推進し、魅力的な地域づくりを継続的に実践するための拠点として「渡良瀬遊水地エコネット拠点100選」を渡良瀬遊水地周辺の6市4町が連携して選定した。 ・ラムサール条約湿地で、関係する都道府県・市町村・民間組織によって、湿地と地域の伝統文化や暮らし、湿地に関する技術など、以下の情報を収集して取りまとめ、パンフレットや施設、ウェブサイト、デジタル博物館、教材、DVD等による解説紹介を行っている。 － 湿地にまつわる食 － 湿地に関する歴史や湿地のなりたち（地域学）、治水における知見 － 伝統漁法・猟法や漁具など：ホッカイシマエビやウナギ、シジミ等の伝統漁法、氷下待網漁、ノリ養殖、坂網猟、打瀬舟、作業唄 － 湿地周辺の集落の文化的景観調査 － 地域内の神社等が果たす湿地保全に関する役割、湿地に関連した祭事 － 湿地内や湿地に隣接する遺跡 － 湿地にまつわる伝説 － 過去行われていた利活用技術、湿地に関する過去の写真 	

<p>10.2 Have the guidelines for establishing and strengthening local communities' and indigenous people's participation in the management of wetlands been used or applied such as</p> <p>10.2 湿地の管理に、地域社会及び先住民の人々の参加を確立させ、高めるための指針は活用又は適用されてきたか。例えば、</p> <p>a) stakeholders, including local communities and indigenous people are represented on National Ramsar Committees or similar bodies</p> <p>a) 利害関係者（地域社会や先住民なども含む）は、ラムサール条約に関連する国家レベルの委員会又は類似の会合に参加しているか。</p> <p>b) involvement and assistance of indigenous people's and community-based groups, wetland education centres and non-governmental organizations with the necessary expertise to facilitate the establishment of participatory approaches;</p> <p>b) 参加型アプローチの確立を促進するために必要な専門知識を備えた、先住民や地域を中心としたグループ、湿地教育センター、NGOなどの関与及び支援があるか。</p> <p>(Resolution VII. 8) (Action 6.1.5) (決議VII. 8) (Action 6. 1.5)</p>	<p>A=はい a)=A b)=A</p> <hr/> <p>A=Yes; B=No; C=In Preparation; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=準備中、D=計画がある</p>
<p>10.2 Additional information: (If the answer is "yes" please indicate the use or application of the guidelines)</p> <p>10.2 追加情報：（「はい」と回答した場合、指針の活用又は適用について記入すること。）</p> <p>a) ラムサール条約推進国内連絡会議の構成員には条約湿地関係地方自治体代表者が含まれている。</p> <p>a) 我が国の湿地は人里近くに位置することが多いため、地域の人々が湿地の管理に参加する例が多く見られる。また、湿地の保全活動やワイズユース、管理などの方針の策定過程において、地域の人々や利害関係者の参加の機会を設けている協議会や市町村が数多くある。</p> <p>b) ラムサール条約湿地を含むいくつかの湿地では、市民ボランティアを受け入れたり、市民向け参加型イベントやガイド養成講座を開催したりするなど、必要な知識や経験を備えた湿地センターやNGOの関与や支援がある。</p>	
<p>10.3 Traditional knowledge and management practices relevant for the wise use of wetlands have been documented and their application encouraged (Action 6.1.2)</p> <p>10.3 湿地の賢明な利用に関係のある伝統的な知識及び管理慣行は記録され、それらの有用性は奨励されてきたか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=In Preparation; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=準備中、D=計画がある</p>

10.3 Additional information:

10.3 追加情報：

- ・パンフレットや冊子等の印刷物、イベント等によって、湿地の賢明な利用に関係する伝統的な漁業や農業、狩猟、管理技術等が記録され、広く紹介されている。
- ・例えば、ラムサール条約湿地に関係する道県・市町村・民間組織によって、湿地と地域の伝統文化や暮らし、技術に関する情報の収集と取りまとめ、パンフレットや施設、ウェブサイト、教材、DVD等による解説紹介が行われている。

Target 11. Wetland functions, services and benefits are widely demonstrated, documented and disseminated. {1.4.}

[Reference to Aichi Targets 1, 2, 13, 14]

個別目標 11. 湿地の機能、サービス及び恩恵が広く証明され、記録され、普及される。

[愛知目標 1, 2, 13, 14 に関連]

<p>11.1 Have ecosystem benefits/services provided by wetlands been researched in your country, recorded in documents like State of the Environment reporting, and the results promoted? {1.4.1} KRA 1.4.ii</p> <p>11.1 貴国では、湿地からもたらされる生態系の恩恵／サービスについて調査し、環境状況報告書などにとりまとめ、広報したか。</p>	<p>C=一部 A=Yes; B=No; C=In Preparation; C1=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>11.1 Additional information: (If 'Yes' or 'Partially', please indicate, how many wetlands and their names): 追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合、湿地の数、その名称について記入すること。）</p> <p>わが国では、2013年に、国内の湿地のうち湿原及び干潟が有する経済的な価値を評価し、その結果をホームページ等で公開している。近年では、湿地を含む生態系サービスへの理解をさらに促進するため、次のような取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域適応コンソーシアム事業」の中で、気候変動による湿地の生態系等への影響を調査し適応策を検討した。その成果は、成果集や報告書としてとりまとめ、（気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を通じて）公表した。 ・環境省が必要とする研究開発テーマを提示して公募を行い、採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金である環境研究総合推進費において、生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発等を公募の対象に含めている。 ・企業による生物多様性保全活動がどのような生態系サービスに関連し、社会にどのような影響を与えているかを把握するツールとして「企業の生物多様性 保全活動に関わる生態系サービスの価値評価・算定のための作業説明書（試行版）」を作成した（2019年）。 	

<p>11.2 Have wetland programmes or projects that contribute to poverty alleviation objectives or food and water security plans been implemented? {1.4.2} KRA 1.4.i</p> <p>11.2 貧困緩和の目的又は食料と水の安全保障計画に貢献する湿地に係るプログラム又は事業が実施されてきたか。</p>	<p>Y=関係なし</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>11.2 Additional information: 11.2 追加情報：</p>	

<p>11.3 Have socio-economic values of wetlands been included in the management planning for Ramsar Sites and other wetlands? {1.4.3}{1.4.4} KRA 1.4.iii</p> <p>11.3 湿地の社会経済学的価値は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画の中に盛り込まれているか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>11.3 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please indicate, if known, how many Ramsar Sites and their names):</p> <p>11.3 追加情報：（「はい」又は「一部」と回答した場合には、わかるようであれば、該当するラムサール条約湿地の数及び名称を記載すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地の管理に関する道県や市町村が独自に策定している管理計画の中に、湿地の社会経済学的価値に関する内容が含まれているものもある。 ・正式な管理計画ではないが、釧路湿原や三方五湖、中海等の自然再生全体構想に記述されている。 	

<p>11.4 Have cultural values of wetlands been included in the management planning for Ramsar Sites and other wetlands including traditional knowledge for the effective management of sites (Resolution VIII.19)? {1.4.3}{1.4.4} KRA 1.4.iii</p> <p>11.4 湿地の文化的価値（効果的な湿地管理のための伝統的知識を含む）は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画の中に盛り込まれているか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>11.4 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please indicate, if known, how many Ramsar Sites and their names):</p> <p>11.4 追加情報：（「はい」又は「一部」と回答した場合には、わかるようであれば、該当するラムサール条約湿地の数及び名称を記載すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正式な管理計画ではないが、釧路湿原や三方五湖、中海等の自然再生全体構想に記述されている。 ・湿地のうち史跡・名勝・天然記念物に指定されているものや、重要文化的景観のうち棚田・水辺・河川流域等が選定範囲に含まれているものについては、保存活用計画等の中で記述されている。 ・ラムサール条約湿地の管理に関する道県や市町村が独自に策定している管理計画の中に、湿地の文化的価値に関する内容が含まれているものもある。 	

Target 12. Restoration is in progress in degraded wetlands, with priority to wetlands that are relevant for biodiversity conservation, disaster risk reduction, livelihoods and/or climate change mitigation and adaptation. {1.8.}

[Reference to Aichi Targets 14 and 15].

個別目標 12. 生物多様性保全、防災、生計手段及び/又は気候変動の緩和と適応に関連する湿地を優先に、劣化した湿地の再生が進行する。

[愛知目標 14, 15 に関連]

<p>12.1 Have priority sites for wetland restoration been identified? {1.8.1} KRA 1.8.i</p> <p>12.1 湿地再生を優先すべき湿地は、特定されたか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>12.1 Additional information:</p> <p>12.1 追加情報：</p> <p>我が国では、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然再生を優先すべき湿地を特定し、取組を進めている。</p>	
<p>12.2 Have wetland restoration/rehabilitation programmes, plans or projects been effectively implemented? {1.8.2} KRA 1.8.i</p> <p>12.2 湿地の再生/回復プログラム、計画又は事業は効果的に実施されたか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>12.2 Additional information: (If 'Yes' or 'Partially', please indicate, if available the extent of wetlands restored):</p> <p>12.2 追加情報：（「はい」又は「一部」と回答した場合には、再生された湿地の範囲を、可能であれば、記載すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内では、河川整備計画に基づいた河川整備を推進している。 ・土砂の掘削や、水草等植生の再生、緩衝帯の設置、鳥類繁殖環境の整備、外来種の駆除、清掃活動等の湿地の再生事業を行っている地域が多くある。 ・漫湖や石西礁湖では、これまでに実施した湿地の回復事業の効果を検証するために、干潟環境の回復状況調査やモニタリング等を実施している。 ・ラムサール条約湿地ではないが、周辺の土地を買収し、湿地エリアを拡大した湿地もある。 	

12.3 Have the Guidelines for Global Action on Peatlands and on Peatlands, climate change and wise use (Resolutions VIII.1 and XII.11) been implemented including?	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant
12.3 決議 VIII.17 「泥炭地に関する地球的行动のためのガイドライン」と及び XII.11 「ラムサール条約における泥炭地、気候変動、ワイズユース」に関連し、同ガイドラインは、次の各テーマにおいて実施されたか。	A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし
a) Knowledge of global resources a) 地球の資源についての知識	=X
b) Education and public awareness on peatlands b) 泥炭地に関する教育と普及啓発	=X
c) Policy and legislative instruments c) 政策手段と法的手段	=X
d) Wise use of peatlands d) 泥炭地の賢明な利用	=X
e) Research networks, regional centres of expertise, and institutional capacity e) 研究ネットワーク、地域専門センター、組織的対応力	=X
f) International cooperation f) 国際協力	=X
g) Implementation and support g) 実施と支援	=X
12.3 Additional information: (If 'Yes' or 'Partially', please indicate, the progress in implementation):追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合には、実施の進捗について記載すること。） ・いくつかのラムサール条約湿地においては、特にガイドラインを利用したものではないが、泥炭地に関する普及啓発活動や賢明な利用等が行われている。	

Target 13. Enhanced sustainability of key sectors such as water, energy, mining, agriculture, tourism, urban development, infrastructure, industry, forestry, aquaculture and fisheries when they affect wetlands, contributing to biodiversity conservation and human livelihoods.

[Reference to Aichi Targets 6 and 7].

個別目標 13. 水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターが湿地に影響を及ぼす場合に、それらの持続可能性が強化され、生物多様性保全と人間の暮らしに寄与する。

[愛知目標 6, 7に関連]

13.1 Are Strategic Environmental Assessment practices applied when reviewing policies, programmes and plans that may impact upon wetlands? {1.3.3} {1.3.4} KRA 1.3.ii	A=はい
13.1 湿地に影響を及ぼし得る政策、プログラム及び計画を見直す際に、戦略的環境影響評価手法を適用しているか。	A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある

13.1 Additional information:

13.1 追加情報 :

2013年4月から、環境影響評価法の改正に伴い、環境影響評価法の対象となる事業については、事業の位置・規模等の計画段階から環境配慮を検討することが求められている。

13.2 Are Environmental Impact Assessments made for any development projects (such as new buildings, new roads, extractive industry) from key sectors such as water, energy, mining, agriculture, tourism, urban development, infrastructure, industry, forestry, aquaculture and fisheries that may affect wetlands? {1.3.4} {1.3.5} KRA 1.3.iii

A=はい

13.2 水、エネルギー、採掘、農業、観光、都市整備、インフラ、産業、林業、水産養殖、漁業等の主要セクターによる湿地に影響を及ぼし得る開発事業（建造物や道路の新設、資源採掘産業等）に際して環境影響評価はなされているか。

A=Yes; B=No;
C=Some Cases
A=はい、B=いいえ、C=数事例

13.2 Additional information:

13.3 追加情報 :

一定規模を超える発電所や公共施設等の新增設に当たっては、近接する湿地への影響を含めて、事業者により事前に環境影響評価が行われている。

Goal 4. Enhancing implementation

目標 4. 実施強化

[Reference to Sustainable Development Goals 1, 2, 6, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 17]

[SDGs の目標 1, 2, 6, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 17 に関連]

Target 15. Ramsar Regional Initiatives with the active involvement and support of the Parties in each region are reinforced and developed into effective tools to assist in the full implementation of the Convention. {3.2.}

個別目標 15. 各地域において、締約国の積極的関与と支援を受けたラムサール地域イニシアティブが、ラムサール条約の十分な実施の助けとなる効果的なツールとして強化・発展される。

15.1 Have you (AA) been involved in the development and implementation of a Regional Initiative under the framework of the Convention? {3.2.1} KRA 3.2.i

A=はい

15.1 条約の枠組みの下にある地域イニシアティブの策定と実施に取り組んできたか。

A=Yes; B=No;
D=Planned
A=はい、B=いいえ、D=計画がある

15.1 Additional information (If 'Yes' or 'Planned', please indicate the regional initiative(s) and the collaborating countries of each initiative):

15.1 追加情報（「はい」又は「計画がある」と回答した場合、各地域イニシアティブの名称と協力国名を記入のこと。）：

- ・東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）及び東アジア・ラムサール地域センター（RRC-EA）に参加し、その実施を推進している。2015年よりEAAFPの財政小委員会に参加し、2017年度より拠出金を支払っている。また、2019年より、RRC-EAの運営委員となっている。
- ・2016年には中央アジア5カ国のRRIの立ち上げに関するワークショップへの任意拠出による支援を実施し、2017年にも中央アジアRRIへの資金援助を行っている。
- ・地域イニシアティブに準ずるものと考えられるアジア湿地シンポジウム（決議IX.19）の実施を推進している。

15.2 Has your country supported or participated in the development of other regional (i.e., covering more than one country) wetland training and research centres? {3.2.2}

A=はい

A=Yes; B=No;
D=Planned

15.2 他の地域的な（1カ国より多くの国をカバーするもの）湿地研修・研究センターの発展に関して支援又は参画したか。

A=はい、B=いいえ、D=計画がある

15.2 Additional information (If 'Yes', please indicate the name(s) of the centre(s):

15.2 追加情報（「はい」と回答した場合、センターの名称を記入すること。）：

<2019年の実施内容>

- ・「自然環境行政官向けのエコツーリズムの研修」
自然保護区やその周辺における、自然環境（湿地）を賢明に利用する（wise-use）の一手段であるエコツーリズムを含む保全計画や事業計画の推進、または立案するために必要とされる能力強化を目的とした研修を実施した。（主催：釧路国際ウェットランドセンター、参加国：ウクライナ、ベトナム、ガボン、キリバス、セルビア、パラオ、フィリピン、ミャンマー）

Target 16. Wetlands conservation and wise use are mainstreamed through communication, capacity development, education, participation and awareness {4.1}.

[Reference to Aichi Targets 1 and 18].

個別目標 16. 湿地の保全及び賢明な利用が、情報交換、能力開発、教育、参加及び啓発を通じて、主流化される。

[愛知目標 1, 18 に関連]

<p>16.1 Has an action plan (or plans) for wetland CEPA been established? {4.1.1} KRA 4.1.i</p> <p>a) At the national level b) Sub-national level c) Catchment/basin level d) Local/site level (Even if no CEPA plans have been developed, if broad CEPA objectives for CEPA actions have been established, please indicate this in the Additional information section below)</p> <p>16.1 湿地の CEPA のための行動計画（又は計画）は確立しているか。</p> <p>a) 国家レベル b) 地方レベル c) 集水域/流域レベル d) 地域/個々の湿地レベル (もし、CEPA計画が策定されていないとしても、CEPA行動のための広範なCEPA の目的が設立された場合には、下記追加情報欄に明示すること。)</p>	<p>A=Yes; B=No; C=In Progress; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=進行中、D=計画がある</p> <p>a) A=はい b) C=進行中 c) C=進行中 d) C=進行中</p>
<p>16.1 Additional information (If 'Yes' or 'In progress' to one or more of the four questions above, for each please describe the mechanism, who is responsible and identify if it has involved CEPA NFPs):</p> <p>16.1 追加情報（上記の4つの問いのうち1つ以上「はい」又は「進行中」と回答をした場合、その各々につき仕組みや責任者が誰であることを記載するとともにCEPA NFPの関与があるかどうかを特定すること。）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a) に関して、2012年に閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」の中の関連記載が相当する。当該記載には、政府のCEPA NFP（環境省）の関与が明記されている。 ・ b) に関して、各自治体において策定された「環境総合計画」や「生物多様性地域戦略」の中に関連記載がなされている場合がある。 ・ c) に関して、釧路湿原自然再生協議会の再生普及小委員会で作成された「釧路湿原自然再生普及行動計画」が相当する。また、新潟市（新潟県）や鹿島市（佐賀県）では、河川などの集水域の計画や管理にCEPAに関する知識やツールが組み込まれている。 ・ d) に関して、各々の自然再生協議会において作成された「上サロベツ自然再生普及行動計画」、「石西礁湖自然再生全体構想」、「中海自然再生全体構想」、「伊豆沼内沼自然再生全体構想第2期」及び「三方五湖自然再生全体構想」中の関連記載が相当する。 <p>また、阿寒湖、伊豆沼・内沼、谷津干潟、佐潟、蕪栗沼・周辺水田、渡良瀬遊水地、中池見湿地、琵琶湖、円山川下流域・周辺水田、荒尾干潟、肥前鹿島干潟、東よか干潟、漫湖などでは、管理を行う道県や市町村等によってCEPA の内容を含む保全・活用等の計画やルール等が策定されている。</p>	

<p>16.2 How many centres (visitor centres, interpretation centres, education centres) have been established? {4.1.2} KRA 4.1.ii</p> <p>a) at Ramsar Sites b) at other wetlands</p> <p>16.2 センター（ビジターセンター/インタープリテーションセンター/教育センター）はいくつ設置されているか。</p> <p>a) ラムサール条約湿地内 b) 上記以外の湿地内</p>	<p>E= # centres; F=Less than #; G=More than #; X=Unknown; y=Not Relevant; E=#センター、F=#未満、G=#より多い、C=一部、X=不明、Y=関係なし</p> <p>a) E=81 センター b) X=不明</p>
<p>16.2 Additional information (If centres are part of national or international networks, please describe the networks):</p> <p>16.2 追加情報（センターが国または国際ネットワークの一環である場合、ネットワークについて記載すること。）：</p>	

<p>16.3 Does the Contracting Party:</p> <p>a) promote stakeholder participation in decision-making on wetland planning and management b) specifically involve local stakeholders in the selection of new Ramsar Sites and in Ramsar Site management? {4.1.3} KRA 4.1.iii</p> <p>16.3 締約国は、</p> <p>a) 湿地の計画及び管理に関し、その意思決定に利害関係者の参加を促進しているか。</p> <p>b) 特に新規のラムサール条約湿地の選定やラムサール条約湿地の管理に地域の利害関係者を関与させているか。</p>	<p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p> <p>a) C=一部 b) C=一部</p>
<p>16.3 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please provide information about the ways in which stakeholders are involved):</p> <p>16.3 追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合は、利害関係者の関与のあり方について情報を提供すること）：</p> <p>a) 我が国では、ラムサール条約推進協議会、管理運営協議会、保全・利活用協議会など、地元の利害関係者などによる組織を設置し、協働で湿地の管理運営を行っているところが多くある。例えば、湿地の管理を行う市町村の中には、湿地の保全活動やワイズユース、管理などの方針の策定過程において、地域の人々や利害関係者の参加の機会を設けているところが多くある。</p> <p>b) 我が国では、「地元の賛意」を登録の要件の1つとしている。そのため、登録の際は、地元自治体等による地域の利害関係者への説明会や、環境省による利害関係者を対象とした保護区指定に関する公聴会などが実施されている。</p>	

<p>16.4 Do you have an operational cross-sectoral National Ramsar/Wetlands Committee? {4.1.6} KRA 4.3.v</p> <p>16.4 国内でラムサール条約湿地又は湿地に係る分野横断的な委員会が運営されているか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>16.4 Additional information (If 'Yes', indicate a) its membership; b) number of meetings since COP13; and c) what responsibilities the Committee has):</p> <p>16.4 追加情報（「はい」と回答した場合は、a) 会員資格、b) 第13回締約国会議以降の会議の回数、c) 委員会の責務を記入すること。）：</p> <p>ラムサール条約推進国内連絡会議が相当する。</p> <p>a) 関係省庁（環境省、外務省、文化庁、農林水産省、国土交通省、経済産業省）、関係地方自治体及び日本国際湿地保全連合（NGOのCEPA窓口）の各代表者</p> <p>b) 2回</p> <p>c) ラムサール条約の実施に係る情報交換</p>	

<p>16.5 Do you have an operational cross-sectoral body equivalent to a National Ramsar/Wetlands Committee? {4.1.6} KRA 4.3.v</p> <p>16.5 国内でラムサール条約湿地又は湿地に係る分野横断的な委員会と同等の機関が運営されているか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>16.5 Additional information (If 'Yes', indicate a) its membership; b) number of meetings since COP13; and c) what responsibilities the Committee has):</p> <p>16.5 追加情報（「はい」と回答した場合は、a) 会員資格、b) 第13回締約国会議以降の会議の回数、c) 委員会の責務を記入すること。）：</p> <p>ラムサール条約湿地の管理に関する市町村及びNGO によって会議が開催されている。</p> <p>a) 関係市町村及び日本国際湿地保全連合（NGOのCEPA窓口）の各代表者。2020年時点で、70の市区町村が会員となっている。</p> <p>b) 2回</p> <p>c) ラムサール条約湿地の管理に関する情報共有、意見交換、現地視察等</p>	

<p>16.6 Are other communication mechanisms (apart from a national committee) in place to share Ramsar implementation guidelines and other information between the Administrative Authority and:</p> <p>a) Ramsar Site managers b) other MEA national focal points c) other ministries, departments and agencies {4.1.7} KRA 4.1.vi</p>	<p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>16.6 条約の実施のための指針やその他の情報を共有するため、条約の管理当局と下記の機関との間に、その他の意思疎通の仕組み（国内委員会以外）が構築されているか。</p> <p>a) ラムサール条約の湿地管理者 b) その他の多国間環境協定の中央連絡先 c) その他の省庁、部署、機関</p>	<p>a) A=はい b) A=はい c) A=はい</p>
<p>16.6 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please describe what mechanisms are in place): 16.6 追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合は、どのような仕組みが実施されているのかを記載すること。）：</p> <p>a) ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の窓口を通じてラムサール条約湿地を有する市町村担当者との情報共有を行っている。また、同会議の会員以外の市町村とも、現場の環境省の事務所を通じて適宜情報共有を行っている。 b) 外交当局であり多国間環境協定全般の中央連絡先となっている外務省と適宜情報を共有しているほか、必要に応じて協議・調整を行っている。 c) ラムサール条約関係省庁連絡会議を設置し、当該会議を通じて情報共有を行っている。また、水田決議（X.31）に基づく取組の推進のため、環境省、農林水産省、国土交通省及びNGO で、ほぼ毎月1回意見交換を行っている。</p>	
<p>16.7 Have Ramsar-branded World Wetlands Day activities (whether on 2 February or at another time of year), either government and NGO-led or both, been carried out in the country since COP13? {4.1.8}</p> <p>16.7 第13回締約国会議以降、ラムサール条約の世界湿地の日（2月2日又はその他の日）に関する活動が、政府又はNGOの主導により、あるいはその双方により実施されたか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No A=はい、 B=いいえ</p>
<p>16.7 Additional information: 16.7 追加情報： 行政機関や民間団体、拠点施設等が世界湿地の日に合わせてイベント等を実施している。</p>	
<p>16.8 Have campaigns, programmes, and projects (other than for World Wetlands Day-related activities) been carried out since COP13 to raise awareness of the importance of wetlands to people and wildlife and the ecosystem benefits/services provided by wetlands? {4.1.9}</p> <p>16.8 人間や野生生物にとっての湿地の重要性や、湿地によりもたらされる生態系の恩恵/サービスについて普及啓発するため、キャンペーン、プログラムまたは事業（世界湿地の日に関する活動以外）が第13回締約国会議以降実施されたか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、B=いいえ、D=計画がある</p>

16.8 Additional information (If these and other CEPA activities have been undertaken by other organizations, please indicate this):

16.8 追加情報（上記又はその他のCEPA 活動が他の機関により行われた場合には、これを明記すること。）：

- ・ラムサール条約湿地を有する多くの自治体が、湿地に関する科学的情報、湿地保全の重要性を紹介したり、課題についての意見交換などを行ったりする講演会やシンポジウムなどを開催している。
- ・行政機関や民間団体、拠点施設、地域グループ、ボランティアグループ等が、湿地や湿地の生き物の魅力を伝える自然観察会、登録記念イベント、漁や食文化に関するイベント、湿地の重要性や面白さを学ぶ環境教育プログラム、清掃活動、湿地の恵みの物産展等の実施、ニュースレターの発行、湿地を守るためのマナーやルールの呼びかけなどを行っている。
- ・ラムサール条約湿地葛西海浜公園を有する東京都の企画で、いくつかの条約湿地が参加し、都内の特に人の往来の多い駅で条約湿地に関する展示及び湿地の恵みの物産展を行った。
- ・2010年から毎年、生物多様性の日（5月22日）を中心とした4月～7月に、日本各地の自治体やNGOが自然観察会/学習会/シンポジウムなど40～50のイベントを開催している。これらのイベントは、「湿地のグリーンウェイブ」として国連生物多様性の10年日本委員会のグリーンウェイブに参加している。

Target 17. Financial and other resources for effectively implementing the fourth Ramsar Strategic Plan 2016 – 2024 from all sources are made available. {4.2.}

[Reference to Aichi Target 20]

個別目標 17. 第4次戦略計画 2016-2024 を効果的に実施するため、様々なソースからの資金及びその他の資源が利用可能になる。

[愛知目標 20 に関連]

<p>17.1 a) Have Ramsar contributions been paid in full for 2018, 2019 and 2020? {4.2.1} KRA 4.2.i</p>	<p>A=はい</p>
<p>17.1 a) ラムサール条約への拠出金は2018年、2019年、2020年において、全額支払われたか。</p>	<p>A=Yes; B=No; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、Z=該当なし</p>
<p>b) If 'No' in 17.1 a), please clarify what plan is in place to ensure future prompt payment: b) 17.1 のa)で「いいえ」の場合、今後の速やかな支払いを確約するための計画を明記すること。</p>	

<p>17.2 Has any additional financial support been provided through voluntary contributions to non-core funded Convention activities? {4.2.2} KRA 4.2.i</p> <p>17.2 基本基金ではない条約の活動に対して任意の拠出金を通じて、追加の資金援助を行ったか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No A=はい、B=いいえ</p>
<p>17.2 Additional information (If 'Yes' please state the amounts, and for which activities):</p> <p>17.2 追加情報（「はい」と回答した場合、援助した金額及び活動名を記入すること。）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パプアニューギニアへのRamsar Advisory Missionに29,571ドル拠出（2018年2月に送金）。クツブ湖の水質汚濁防止対策に関し、日本の知見を提供。 ・中央アジア地域イニシアティブのプロジェクトに38,416米ドルの支援をした（2017年3月3日に送金）。 ・中央アジア地域イニシアティブ立上げのためのワークショップ等の企画・運営に25,000米ドルを支援した（2015年10月19日に送金）。 	
<p>17.3 [For Contracting Parties with a development assistance agency only ('donor countries')]: Has the agency provided funding to support wetland conservation and management in other countries? {3.3.1} KRA 3.3.i</p> <p>17.3 [開発援助機関を持つ締約国（ドナー国）に対して] 他国の湿地保全及び管理を支援するために、当該開発援助機関より資金拠出を行ったか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、Z=該当なし</p>
<p>17.3 Additional information (If 'Yes', please indicate the countries supported since COP12):</p> <p>17.3 追加情報（「はい」と回答した場合、第13回締約国会議以降に援助を行った国を明記すること。）：</p> <p>独立行政法人国際協力機構（JICA）は、インド、マレーシア、インドネシア、カンボジア、フィリピン、パプアニューギニア、エルサルバドル、ウガンダ、イラン等において、湿地保全プロジェクトを計画・実施。</p>	
<p>17.4 [For Contracting Parties with a development assistance agency only ('donor countries')]: Have environmental safeguards and assessments been included in development proposals proposed by the agency? {3.3.2} KRA 3.3.ii</p> <p>17.4 [開発援助機関を持つ締約国（ドナー国）に対して] 当該開発援助機関により提案される開発の案には環境保護措置及び環境影響評価が盛り込まれているか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; X=Unknown; Y=Not Relevant; Z=Not Applicable A=はい、B=いいえ、C=一部、X=不明、Y=関係なし、Z=該当なし</p>
<p>17.4 Additional information:</p> <p>17.4 追加情報：</p> <p>JICA は事業の各段階において環境社会配慮が適切に行われるよう、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月策定）に基づき支援・確認を行っており、事業の形成・審査・実施段階においても、環境影響評価及びモニタリング等を行い、環境社会に配慮した適切な事業の実施に努めている。</p>	

<p>17.5 [For Contracting Parties that have received development assistance only ('recipient countries')]: Has funding support been received from development assistance agencies specifically for in-country wetland conservation and management? {3.3.3}</p> <p>17.5 [開発援助を受けた締約国に対して] 特に国内の湿地の保全と管理のために、開発援助機関からの資金援助を受けたか。</p>	<p>Z=該当なし</p> <p>A=Yes; B=No; Z=Not Applicable</p> <p>A=はい、B=いいえ、Z=該当なし</p>
<p>17.5 Additional information (If 'Yes', please indicate from which countries/agencies since COP13):</p> <p>17.5 追加情報（「はい」と回答した場合、第13回締約国会議以降援助を受けた国名/機関名を記入すること。）：</p>	

<p>17.6 Has any financial support been provided by your country to the implementation of the Strategic Plan?</p> <p>17.6 貴国によって、戦略計画の実施のための資金援助を行ったか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; Z=Not Applicable</p> <p>A=はい、B=いいえ、Z=該当なし</p>
<p>17.6 Additional information (If "Yes" please state the amounts, and for which activities):</p> <p>17.6 追加情報（「はい」と回答した場合、援助した金額及び活動名を記入すること。）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内においては、特定外来生物の防除事業（個別目標4）や、RISの作成・更新（個別目標8）、国内のラムサール条約ウェブページやパンフレットのリニューアル（個別目標16）等の事業を行っている。 ・国際的には、地域イニシアティブの1つである東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップに2017年より継続して分担金を拠出している（個別目標15）。また、カンボジアに対しラムサール条約湿地登録の支援、ベトナムに対し水鳥調査活動への支援を行った（個別目標18）。 ・日アセアン統合基金より、ASEAN地域の渡り鳥とその生息地の保全を目的としたプロジェクト「Improving Biodiversity Conservation of Wetlands and Migratory Waterbirds」への資金援助を行った（個別目標17、18）。 ・ラムサール条約常設委員会の承認のもと、2015年に公益財団法人長尾自然環境財団と条約事務局との間で5カ年の長尾湿地基金（Nagao Wetland Fund: NWF）が設立され、アジア・オセアニア地域の途上国が行う同条約戦略計画に関する事業を支援している。2019年度は、フィリピンなど3カ国において、湿地保全のための調査及び普及啓発活動を支援した。2020年度は、新型コロナウイルスのパンデミック状況下において、活動の安全性を考慮し、基金の募集を中止した。また、財団と条約事務局との間でMOU（了解覚書）の期限を2021年4月末日から1年間延長する旨合意した。 	

Target 18. International cooperation is strengthened at all levels {3.1}

個別目標 18. 国際協力がすべてのレベルで強化される。

<p>18.1 Are the national focal points of other MEAs invited to participate in the National Ramsar/Wetland Committee? {3.1.1} {3.1.2} KRAs 3.1.i & 3.1.iv</p> <p>18.1 他の多国間環境協定の担当者は、国内のラムサール条約/湿地に係る委員会への参加を招請されているか。</p>	<p>B=いいえ</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
---	--

<p>18.1 Additional information: 18.1 追加情報 :</p>	
<p>18.2 Are mechanisms in place at the national level for collaboration between the Ramsar Administrative Authority and the focal points of UN and other global and regional bodies and agencies (e.g. UNEP, UNDP, WHO, FAO, UNECE, ITTO)? {3.1.2} {3.1.3} KRA 3.1.iv</p> <p>18.2 ラムサール条約の管理当局と、国連やその他の国際的又は地域的な主体及び機関（例：国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)、世界保健機関(WHO)、食糧農業機関(FAO)、国連欧州経済委員会(UNECE)、国際熱帯木材機関(ITTO)等)の担当者との連携のための国家レベルの仕組みがあるか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>18.2 Additional information: 18.2 追加情報 : 条約の管理当局である環境省自然環境局野生生物課では、適宜、国連その他の諸機関の担当部局に必要な情報を提供・共有している。</p>	
<p>18.3 Has your country received assistance from one or more UN and other global and regional bodies and agencies (e.g. UNEP, UNDP, WHO, FAO, UNECE, ITTO) or the Convention's IOPs in its implementation of the Convention? {4.4.1} KRA 4.4.ii.</p> <p>The IOPs are: BirdLife International, the International Water Management Institute (IWMI), IUCN (International Union for Conservation of Nature), Wetlands International, WWF and Wildfowl & Wetland Trust (WWT).</p> <p>18.3 条約の実施に際して、一つ又は複数の国連やその他の国際的又は地域的な主体及び機関（例：国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)、世界保健機関(WHO)、食糧農業機関(FAO)、国連欧州経済委員会(UNECE)、国際熱帯木材機関(ITTO)等)又は条約の国際団体パートナーからの支援を受けたか。</p> <p>国際団体パートナー(IOP)とは：バードライフ・インターナショナル、国際水管理研究所(IWMI)、国際自然保護連合(IUCN)、国際湿地保全連合(WI)、世界自然保護基金(WWF International)、渡り鳥&湿地トラスト(WWT)</p>	<p>B=いいえ</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; X=Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、X=不明、Y=関係なし</p>
<p>18.3 Additional information (If 'Yes' please name the agency (es) or IOP (s) and the type of assistance received): 18.3 追加情報（「はい」と回答した場合、支援を受けた機関又はIOPの名称及び受けた援助の種類を明記すること。） :</p>	
<p>18.4 Have networks, including twinning arrangements, been established, nationally or internationally, for knowledge sharing and training for wetlands that share common features? {3.4.1}</p> <p>18.4 共通の特徴を持つ湿地に係る知識の共有及び研修のため、国内及び国際的な姉妹湿地連携を含めたネットワークが確立されているか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>

18.4 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please indicate the networks and wetlands involved):

18.4 追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合、該当するネットワークや湿地を明記すること。）：

- ・国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の下で、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の活動に貢献するため、GCRMN 東アジア会合を開催し、東アジアのサンゴ礁の状況の取りまとめを行っている。
- ・日本は東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の推進に積極的に関わっており、国内のネットワーク参加地の数は33 になった。これらの参加地は、参加地が支える水鳥の種群により、ガンカモ、ツル、シギ・チドリのいずれか（または複数）の国内ネットワークに参加し、情報交換等を行っている。
- ・また、化女沼と韓国ジュナム貯水池、谷津干潟と豪州モートン湾ブーンドル湿地、釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原及び霧多布湿原と豪州ハンター川河口湿地、出水と韓国順天湾、藤前干潟と豪州ジロング市スワン湾干潟が姉妹サイト提携を結んでおり、相互の湿地訪問等の活動を行っている。そのほか、ラムサール条約登録湿地保全団体である釧路国際ウェットランドセンター（KIWC）とマレーシアの湿地保全団体であるサワラク森林コーポレーションとの連携協定が締結されている。
- ・姉妹湿地提携以外でも、ユースの交流活動が漫湖（豊見城市）とGANDU自然公園（台湾）、また、円山川（豊岡市）・中海（米子市）と花浦川湿地（韓国慶尚南道）の間で開催された。
- ・国内及び韓国の湿地に関係するNGOは、世界各地の湿地で活動する草の根NGOの集まりである世界湿地ネットワーク（WWN）と協力し、各地での湿地の保全活動の情報交換を行っている。
- ・北海道では、道内のラムサール条約湿地における保全、ワイズユースについての啓発と推進を推進するためのネットワークである「北海道ラムサールネットワーク」が組織されており、情報発信やワイズユースに関する提案等の事業が実施されている。

<p>18.5 Has information about your country's wetlands and/or Ramsar Sites and their status been made public (e.g., through publications or a website)? {3.4.2} KRA 3.4.iv</p>	<p>A=はい</p>
<p>18.5 貴国の湿地及び/又はラムサール条約湿地、並びにそれらの湿地の現状に係る情報は公開されているか。（例 出版物、ウェブサイトが媒体として）</p>	<p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>

18.5 Additional information:

18.5 追加情報：

- ・『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』の情報を環境省が運営するホームページにおいて、一般公開している。
- ・サンゴ礁生態系保全について、取組状況や行動計画等を環境省が運営するホームページにおいて、一般公開している。
- ・また、湿地に関する情報を含む自然環境保全基礎調査及びモニタリングサイト1000の結果については『生物多様性情報システム（J-IBIS）』において一般公開している。
- ・ラムサール条約湿地の情報については、パンフレット並びに環境省及びスマートフォン対応にリニューアルしたラムサール条約登録湿地関係市町村会議のウェブサイト上で一般公開している。
- ・釧路湿原、サロベツ原野、伊豆沼・内沼及び中海等の湿地において実施されている自然再生推進法に基づく自然再生事業等の取組に係る情報はパンフレットや関係省のウェブサイトにおいて掲載され、公開されている。
- ・日本国際湿地保全連合の公式ホームページにおいて、湿地の概説や、湿地に関連するイベントの案内等が行われている。
- ・湿地管理に携わる各自治体や保全活動等を行うNGO等が、ホームページや広報誌、パンフレット、SNS、テレビコマーシャル、地下鉄ビジョン（地下鉄内のテレビ）、街頭テレビ等において湿地の紹介を行っている。

<p>18.6 Have all transboundary wetland systems been identified? {3.5.1} KRA 3.5.i</p> <p>18.6 すべての国境をまたぐ湿地は特定されたか。</p>	<p>Z=該当なし</p> <p>A=Yes; B=No; D=Planned; Z=Not Applicable</p> <p>A=はい、B=いいえ、D=計画がある、Z=該当なし</p>
---	--

18.6 Additional information:

18.6 追加情報：

<p>18.7 Is effective cooperative management in place for shared wetland systems (for example, in shared river basins and coastal zones)? {3.5.2} KRA 3.5.ii</p> <p>18.7 各国が共有する湿地（例えば、共有される河川流域や沿岸地帯）は、効果的に共同管理されているか。</p>	<p>Y=関係なし</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned; Y=Not Relevant</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある、Y=関係なし</p>
---	--

18.7 Additional information (If 'Yes' or 'Partially', please indicate for which wetland systems such management is in place):

18.7 追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合、どの湿地にそのような管理が行われているのか明記すること。）：

<p>18.8 Does your country participate in regional networks or initiatives for wetland-dependent migratory species? {3.5.3} KRA 3.5.iii</p> <p>18.8 貴国は湿地に依存する渡り性の種を対象とする地域的なネットワーク又はイニシアティブに参加しているか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; D=Planned; Z=Not Applicable</p> <p>A=はい、B=いいえ、D=計画がある、Z=該当なし</p>
<p>18.8 Additional information:</p> <p>18.8 追加情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップを積極的に推進している。 ・米国、オーストラリア、中国及びロシアとの間で二国間渡り鳥等保護条約・協定を締結しており、この枠組みの下で渡り鳥保全のための情報交換や共同調査を行っている。また、韓国との間でも、日韓環境保護協力協定に基づき、渡り鳥の保全等に係る協力を行っている。 ・北極圏を渡り経路とする渡り鳥の保全についても話し合う北極評議会の北極圏植物相・動物相保存作業部会にオブザーバーとして参加している。 	

Target 19. Capacity building for implementation of the Convention and the 4th Ramsar Strategic Plan 2016 – 2024 is enhanced.

[Reference to Aichi Targets 1 and 17]

個別目標 19. 条約と第4次戦略計画 2016-2024 を実施するための能力構築が強化される。

[愛知目標 1, 17 に関連]

<p>19.1 Has an assessment of national and local training needs for the implementation of the Convention been made? {4.1.4} KRAs 4.1.iv & 4.1.viii</p> <p>19.1 条約の履行のための国家及び地域レベルでの研修の必要性について評価を行ったか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>19.1 Additional information:</p> <p>19.1 追加情報：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国では、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの元に設置されている渡り性水鳥重要生息地ネットワーク国内参加地の管理者に対して、渡り鳥や湿地の保全やサイト間の情報共有等の研修を行っている。その都度研修の内容に対する意見を収集し、次回開催内容の改善に活用している。 ・ラムサール条約湿地を有するいくつかの自治体においても、地域レベルでの研修の開催について検討し、職員やボランティア対象の研修、先進事例の視察などを実施している。 	

<p>19.2 Are wetland conservation and wise-use issues included in formal education programmes?</p> <p>19.2 湿地保全及び賢明な利用に係る事項は、は正式な教育プログラムに組み込まれているか。</p>	<p>C=一部</p> <p>A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned</p> <p>A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある</p>
<p>19.2 Additional information: If you answer yes to the above please provide information on which mechanisms and materials:</p> <p>19.2 追加情報：（「はい」と回答した場合、仕組み及び教材について明記すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湿地の環境学習や生き物調査・観察会、清掃活動やヨシ刈りなどの保全活動、漁業体験、職場体験などを授業の中で実施したり、教材（副読本、プログラム集）で条約湿地について取り上げるなど、49以上の県・市町村が湿地や渡り鳥に関する環境学習を教育機関の教育プログラムに組み込んでいる。 ・スタッフが学校に出かけていく出前授業を行っている湿地センターや、授業の中でラムサール条約湿地を実際に見学し、学習するため、移動にかかるバスの利用などを支援する自治体もある。 	

<p>19.3 How many opportunities for wetland site manager training have been provided since COP13? {4.1.5} KRA 4.1.iv</p> <p>a) at Ramsar Sites b) at other wetlands</p> <p>19.3 第13回締約国会議以降、湿地管理者を対象として何度研修を行ったか。</p> <p>a) ラムサール条約湿地内 b) 上記以外の湿地内</p>	<p>a) G=136回より多い b) X=不明</p> <p>E=# opportunities; F=Less than #; G=More than #; X=Unknown; Y=Not Relevant</p> <p>E=#回、F=#回未満、G=#回より多い、C=一部、X=不明、Y=関係なし</p>
---	---

19.3 Additional information (including whether the Ramsar Wise Use Handbooks were used in the training):

19.3 追加情報（ラムサール条約賢明な利用のためのハンドブックが研修で使用されたかどうかの情報を含む）：

a) ・北海道ラムサールネットワークでは、年次総会に併せて講演会やワークショップ、エクサカーションを行い、湿地管理者の研修に務めている。また、子ども交流会を開催する中で、実際に現地に足を運んでの自然体験やCEPAに関する技術交流も行なっている。

・ラムサール条約登録湿地関係市町村会議では、3年に一度の市町村長会議及び毎年1回の主管者会議の際に、ラムサール条約湿地等の保全、ワイズユース及びCEPAに関する研修会（学習・交流会）を開催している。

・佐潟、円山川下流域・周辺水田、東よか干潟、涸沼、濤沸湖、荒尾干潟、渡良瀬遊水地、大山上池・下池、谷津干潟、屋久島永田浜、肥前鹿島干潟、釧路湿原、尾瀬では、他のラムサール条約湿地への視察研修や、他の研修の受け入れ、ボランティア解説員の研修、地域の関係者による勉強会等を実施している。

b) ・環境省では、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの国内重要生息地ネットワーク参加サイトの管理者を対象とした研修会を開催してきており、2019年は国内の北海道ブロックのサイト管理者を対象に実施した。2021年以降は重要生息地ネットワークを活用した渡りの動向把握及び参加地におけるモニタリングをテーマに、国内ネットワークモニタリング検討準備会を開催予定。

・湿地に関係するNGOでは、水田決議（X. 31）に基づき策定した田んぼ10年行動計画の一環として、湿地管理者も対象とした地域交流会および全国集会を開催し、湿地管理の先進事例の共有や意見交換などを行っている。

<p>19.4 Have you (AA) used your previous Ramsar National Reports in monitoring implementation of the Convention? {4.3.1} KRA 4.3.ii</p> <p>19.4 条約の履行状況のモニタリングを行う際に、前回のラムサール条約国別報告書を利用したか。</p>	<p>A=はい</p> <p>A=Yes; B=No; D=Planned; Z=Not Applicable</p> <p>A=はい、B=いいえ、D=計画がある、Z=該当なし</p>
--	--

19.4 Additional information (If 'Yes', please indicate how the Reports have been used for monitoring):

19.4 追加情報（「はい」と回答した場合、報告書をモニタリングにどのように利用したのか記載する。）：

Section 5: Optional annex to enable Contracting Parties to provide additional voluntary information on designated Wetlands of International Importance (Ramsar Sites)

セクション5： 国際的に重要であると指定された湿地（ラムサール条約湿地）について、締約国が追加自発的に情報を提供することができる任意の附属書類

Guidance for filling in this section

1. Contracting Parties can opt to provide additional information specific to any or all of their designated Ramsar Sites.
2. The only indicator questions included in this section are those from Section 3 of the COP14 NRF which directly concern Ramsar Sites.
3. In some cases, to make them meaningful in the context of reporting on each Ramsar Site separately, some of these indicator questions and/or their answer options have been adjusted from their formulation in Section 3 of the COP14 NRF.
4. Please include information on only one site in each row. In the appropriate columns please add the name and official site number (from the [Ramsar Sites Information Service](#)).
5. For each 'indicator question', please select one answer from the legend.
6. A final column of this Annex is provided as a 'free text' box for the inclusion of any additional information concerning the Ramsar Site.

Name of Contracting Party:	JAPAN
締約国名：	日本

List of indicator questions:

指標に関連のある質問リスト：

- 5.6** Has the Ramsar Site been assessed regarding the effectiveness of its management (i.e. sites with either a formal management plan) or management via other relevant means where they exist e.g through existing actions for appropriate wetland management ?
すべてのラムサール条約湿地は、それぞれの管理の有効性について評価されたか（正式な管理計画、あるいは、適切な湿地管理のための既存の行動など、他の関連する手段を使って）。
- 5.7** Has a cross-sectoral site management committee been established for the site?
ラムサール条約湿地のための分野横断的な管理委員会は設置されたか？
- 11.1** Has an assessment been made of the ecosystem benefits/services provided by the Ramsar Site?
ラムサール条約湿地によってもたらされる生態系の恩恵/サービスについて評価を行ったか。
- 11.3** Have socio-economic values of wetlands been included in the management planning for the Ramsar Site?
湿地の社会経済的価値はラムサール条約湿地の管理計画に盛り込まれているか。
- 11.4** Have cultural values of wetlands been included in the management planning for the Ramsar Site including traditional knowledge for the effective management of sites (Resolution VIII.19)?
湿地の文化的価値（効果的な湿地管理のための伝統的知識を含む）は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画の中に盛り込まれているか。
- 16.3a** Is stakeholder participation in decision-making promoted, especially with local stakeholder involvement in the management of the Ramsar Site?

意思決定に利害関係者の参加、特にラムサール条約湿地の管理に地域の利害関係者の関与について、は促進されたか。

16.6a Have communication mechanisms been established to share information between the Ramsar Administrative Authority and the Ramsar Site manager(s)?

ラムサール条約の管理当局とラムサール条約の湿地管理者との間に、情報を共有するための意思疎通の仕組みは構築されたか。

Ramsar Site number ラムサール条約湿地番号	Ramsar Site name ラムサール条約湿地の名称	5.6 ③	5.7 ①	11.1 ③	11.3 ④	11.4 ④	16.3a ①	16.6a ①	Any additional comments/information about the site 当該湿地に関する追加の解説/情報
Ex:1603	Lake White	A - Yes	A - Yes	A - Yes	A - Yes	A - Yes	B - No	D - Planned	
205	釧路湿原	A	A	A	A	A	A,	A	
318	伊豆沼・内沼	A	A	B	B	B	A	A	
439	クッチャロ湖	B	A	B	B	B	A	A	
539	ウトナイ湖	B	A	B	B	B	B	A	
613	霧多布湿原	A	B	A	B	B	A	A	
614	厚岸湖・別寒辺牛湿原	A	B	A	B	B	A	A	
615	谷津干潟	A	B	A	B	B	A	A	
616	片野鴨池	A	A	A	A	A	A	A	
617	琵琶湖	A	B	C	B	B	A,	A	
820	佐潟	A	A	A	A	A	A	A	
996	漫湖	B	A	B	B	B	B	A	
1200	藤前干潟	A	A	A	A	A	A,	A	
1201	宮島沼	A	A		A	A	A	A	
1540	阿寒湖	A	A	A	A	A	A	A	
1541	秋吉台地下水系	A	B	B	B	B	A	A	
1542	風蓮湖・春国岱	A	A	B	B	B	A	A	
1543	仏沼	C	A	B	B	B	A	A	
1544	藪牟田池	A	B	B	B	B	B	A	
1545	蕪栗沼・周辺水田	A	A	C	A	A	A	A	
1546	慶良間諸島海域	B	B					A	
1547	くじゅう坊ガツル・タゲ原湿原	A	A	A	A	A	A	A	
1548	串本沿岸海域		A	A			A	A	

Ramsar Site number ラムサール条約湿地番号	Ramsar Site name ラムサール条約湿地の名称	5.6 ③	5.7 ①	11.1 ③	11.3 ④	11.4 ④	16.3a ①	16.6a ①	Any additional comments/information about the site 当該湿地に関する追加の解説/情報
1549	三方五湖	A	A	A	A	A	A	A	
1550	名蔵アンパル	D	A	A			A	A	
1551	中海	A	A	C	B	B	A	A	
1552	野付半島・野付湾	B	B	B	B	B	B	A	
1553	奥日光の湿原	A	B	B	B	B	B	A	
1554	尾瀬	A	A	B	B	B	B	A	
1555	サロベツ原野	C	A	B	B	B	A	A	
1556	宍道湖	A	A	C	B	B	A	A	
1557	濤沸湖	A	A	A	A	A	A	A	
1558	雨竜沼湿原	B	A	C			A	A	
1559	屋久島永田浜	A	A	B	B	B	A	A	
1842	瓢湖	A	B	B	B	B	B	A	
1843	化女沼	A	A	B	A	A	A	A	
1844	大山上池・下池	A	A	B	B	B	A	A	
1845	久米島の溪流・湿地							A	
2054	荒尾干潟	A	A	A	A	A	A	A	
2055	円山川下流域・周辺水田	A	A	A	A	A	A	A	
2056	宮島	B	B	B	C	C	A	A	
2057	中池見湿地	A	A	B	A	A	B	A	
2058	大沼	A	A		B	B	A	A	
2059	立山弥陀ヶ原・大日平						A	A	
2060	東海丘陵湧水湿地群	A	A	A	A	A	A	A	
2061	渡良瀬遊水池	A	A	C	C	C	A	A	
2062	与那覇湾							A	
2232	涸沼	A	A	A	B	B	A	A	
2233	芳ヶ平湿地群		A	B	B	B		A	

Ramsar Site number ラムサール条約湿地番号	Ramsar Site name ラムサール条約湿地の名称	5.6 ③	5.7 ①	11.1 ③	11.3 ④	11.4 ④	16.3a ①	16.6a ①	Any additional comments/information about the site 当該湿地に関する追加の解説/情報
2234	東よか干潟	A	A	A	A	A	A	A	
2235	肥前鹿島干潟	A	A	A	A	A	A	A	
2357	葛西海浜公園	A	A	B	B	B	A	A	
2358	志津川湾	A			B	B		A	

① A=Yes; B=No; D=Planned A=はい、B=いいえ、D=計画がある
③ A=Yes; B=No; C=Partially; D=Planned A=はい、B=いいえ、C=一部、D=計画がある
④ A=Yes; B=No; C=Partially; Z=No Management Plan A=はい、B=いいえ、C=一部、Z=管理計画がない